

第四は、検疫港及び検疫飛行場の衛生管理を強化することです。

現在、検疫所長は、検疫港または検疫飛行場において、検疫伝染病について一定の調査を行ない、衛生措置を行なうこととしておりますが、検疫伝染病に準ずる伝染病についても、これらの措置を講ずる等これをさらに強化することいたしております。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聽取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題として質疑を行ないます。即質疑のある方は頂大御苦言願ひます。

○藤原道子君 私は、この際、血液行政についての政府の所信をただしたいと思います。

第一に就いていたいところが、明治時代の政
政に対する政府の基本方針、これを伺いたい。昭
和三十九年の閣議決定に基づいてつくられたもの
でござるが、二の基本方針、これと並んで二

○國務大臣(内田常雄君) 血液行政に関する私ど
の基本方針でござりますが、これ、上院議員の席

からも仰せがございましたように、昭和三十九年でございましたか、閣議決定をいたしまして、從来、二つの問題のうちまことに完璧等は、二つとも

そのかの問題のある事に付止等にこれを極力排除して、国民の皆様方の協力による献血制度を推進してまいりたることになりました結果、一時この割合が少しつぶれましたが第二年には

男　一時その書合が生か、た直前から次第に金とともにふえてまいりまして、最近では、保存血液の九三%でございましたが、九〇数%が献血によってこなはれども、残りが頂血にてうとうと

うになつてしまひましたことは、私どもも非常に意を強くいたしておるところでございます。しかし、この献血の量が必ずしも十分でないこともございまでので、今度献血量の確保のためには、引

き続いて献血思想の普及でありますとか、現在ありますところの献血組織の確立あるいは育成、こういう面にも十分意をいたしまして、そうして計画採血と申しますか、献血による保存血液の需給の円滑を期するような方途をさらに馴致いたしてまいりたい所存でござります。また、この献血の受け入れ施設などにつきましても拡充整備を行なう必要があると考えておるものでございまして、昭和四十五年度におきましても、血液センターの出張所十五カ所を整備する等の計画を実はいたしております。また、医学の進歩とともに、今後ますます需要が増加すると思われます血液分画製剤の研究開発を進めなければならないと考えるものでございまして、これが実用化について積極的に取り組んでいる所存でございます。このために、昭和四十四年度において約三千六百万円で国立予防衛生研究所の血液部門庁舎の新設を行なつておるわけですが、血液の有効利用をはかるための冷凍血液の開発でありますとか、さきにも申しました各種血液分画製剤等の研究開発をこれによつてさらに進め、昭和四十五年度においてこれに対する研究費をも相当予算案に計上をいたしておる次第でございます。いずれにいたしましても、政府としましては、今後とも献血をさらに推進して、将来は献血一本で、血液分画製剤を含めたわが国の血液需要を推進してまいるのが筋道だらうと考えております。

というものをやめることなどによって血清肝炎は減つたわけでございますが、血清肝炎の発生率が下がってまいりましたので、これはおそらく献血から献血に切りかえたその結果であろうといふが如きに観察しておつたのでございますが、四十三年一度に至りましたて、ただいま先生御指摘のように、再びまた血清肝炎の発生率が増加してまいったおるわけでございます。大体二五%くらいにあえておるということでございます。その原因につきましては、この血清肝炎のビールスの実態といふものがまだ正確に把握されておりませんので、どこの国でもまだわからない、治療方法もなかなか的確なものがないという状態でございますので、その原因等についてもはつきりわからないのでございますが、結局、献血を行ないます場合の身体検査と申しますか、以前に血清肝炎病あるいは黄疸にかかったというような者からは決して血液をとらないというような措置を今後徹底をしていくというようなこと、あるいは血清肝炎の起こらないうような血液製剤というようなものを開発していくということによって、血清肝炎のふえていくことを防ぐよりしようがないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

悩む人がずいぶんふえてまいりました。これはゆきしき問題である。この献血問題、血液の取り扱いについても、さらに一そう慎重に検討され、対策をなされますことを強く希望いたします。

そこで、お伺いいたしますのは、今回、世論を騒がしております東大の付属病院における血漿注射による有機水銀中毒事件、これは重大だと思う。この問題について、厚生省では、いろいろ新聞で発表され、さらにテレビ等でも放送されておりますけれども、どうもまだ真剣味が足りないと思う。基準がはつきり明示してあるのだから、使う人のほうで連続使用しないようにしてもらえばいいんだ。こういうふうなことが言われております。まあ、いずれにいたしましても、事件の経過の概要を簡潔に御説明願いたいと思います。

○政府委員(加藤謙二君) 東大で起こりました人血漿の使用事故の経過について、ごく簡単に御説明申し上げます。

患者は十三才の男子でございまして、たん白質が非常に欠乏するという、これは病氣としては非常に珍しい病氣であり、また、治療が非常に困難な病氣であるというぐらい聞いておるのでござりますが、そのたん白質の欠乏症といふのにかかりまして、東大に再三入院して治療をしておるということでございます。ことしの一月の十三日ごろから、その血漿のたん白が欠乏いたしますので、たん白を補給するということで静脈注射によりまして血漿を入れるという治療を東大のほうで行なつていただいたようございます。

まあ、最初は、東大の輸血部の血漿を使つておつたようですが、非常に量が必要りますので、それが足りなくなりまして、一月の十七日ごろから日赤中央センターでつくりました人血漿、液状の人血漿を使い始め、約二十日間使われたようでございます。それを使いまして約二週間ぐらいたしましてから、患者の状態が非常に悪くなつて、胸のうちが非常に苦しくなるとか、その他、たとえば精神不安を起こしたり、あるいは手

足や舌のしびれがあらわれ、最後には舞踏病といいますか、からだがたがたふるえるというような症状があらわれまして、最初は何による症状かと云ふことで東大で迷われたようでございます。銀中毒に対しまする薬で「B A L」という薬があるのでございますが、それを使用いたしましたところが、若干病状は好転したようでござりますが、時すでにおそく、間もなく亡くなられた。二月の十七日に死亡された、こういうことでござります。まだ東大のほうから私どものほうに正式な報告がまいておりません。再三督促いたしておりますけれども、現在病理学者とかあるいはその他の東大の学者、お医者さんたちが解剖の結果について検討いたしておられるようでございまして、水銀中毒の可能性が非常に濃厚である、しかし、まだ断定はしてないというような話を聞いておりますが、正確な報告はまだまいておりませんが、本銀を非常に大量にからだに入れましたために亡くなられたという可能性が非常に強いんじゃないかというぐあいに考えております。

(○政府委員 加藤威二君) 人血漿は、水銀を入れなければ絶対にできないということではないようすでございます。現に水銀の入っていない人血漿もあるわけでございます。厚生省でつくりました生物学的製剤基準というのもA法とB法といふものが書いてございまして、A法では水銀を入れないつくり方、B法では水銀を入れる。こう二つの製造方法が書いてあるわけでございます。それでは、何のために有害なる水銀を入れるかと申しますと、これは、こういう血液製剤をつくります血が非常に新しい血である場合には、水銀を入れないで、非常に厳密な無菌的な操作で、比較的ロスが少なくて血漿ができるようになりますけれども、ある程度血が古くなつてしまりますると、水銀を入れないでも血漿をつくればつくれるようですが、非常にロスが多くなり、五十%ぐらいロスになるという話でございます。そのために血漿というものが——血液をもとにできるものでございますから、そぞろたくさん原料があるわけではございません。それだけに非常にロスが多いということは、同時に血漿の絶対量が非常に少なくなってしまう、こういうようなこともありますて、非常に古い血を人血漿にいたします場合は水銀を、一万分の一でございますが、入れると、それによつてロスが少なく血漿ができる。これは從来こういう人血漿を治療に使います場合には、たとえば大やけどをして非常にショックを起こした、あるいは手術によって大出血をした場合に一時的にそのたん白を補うというようなことで、これを連続して長期間にわたります。少くとも私どもはその事故を聞いていないのでござります。あるいは隠れた事故がござりますので、そういう水銀を入れてつくった血漿についても、これはまあ二十年ぐらいやっておきますが、少なくとも私どもはその事故を聞いていないのでござります。あるいは隠れた事故がござります。そういふことで、先生お尋ねの、水銀を入れないで人血漿ができるのかとい

う御質問に対しましては、これはできないことです。はない、しかし古い血を使います場合には非常にロスが多いということをございますので、それをどういうぐあいにロスを少なくして、しかも、なるべく水銀を入れないでそういう人血漿ができるものかどうかということを今後研究する必要があるんじやないかというぐあいに感じております。

それから第二点の献血の努力が足りないのではないかという御指摘でございますが、私どもも、現在の献血の体制で十分だという感じはいたしておりません。今後ますます日赤とも連絡を緊密にいたしまして、もっと国民が献血しやすいような体制、こういうものを確立していく必要があるんじゃないのかと、こういうぐあいに考えております。いまの体制が十分とは決して思つておりませんで、今後いろいろな方法を考えまして、国民が簡単にといいますか、献血に応じられやすいような体制というものをつくっていく必要があろうと思ひます。

○藤原道子君 ロスが多いから、だから使わざるを得ない、これは納得がいかないのですよ。確かに人間の生命の一部である血液が献血されて、それをむだにすることは、これはもったいない。けれども、ロスがあるからと言つて、危険な水銀をを使ってこうした人体事故が起こるということになれば、これは私は直ちに禁止すべきだと思います。そうして足りなくばもつと努力したらいいじゃないですか。いまの体制で万全だとは思わないでいい、だがしかし、いま放置されているじゃないですか。いつも委員会で問題になれば、その後はこうしました、ああしましたと言うけれども、しばらく問題にならないと、だんだん下火になつてくる傾向があることは、私は非常に残念なんです。それから、こうしたことが起つたのは初めてだということを言つております。さらに、大臣が過日の衆議院の予算委員会で、近江委員から、回収、廃棄をする考えはないかという質問に対しまして「専門家の意見を統合いたします」と、いまこ

れを廢棄してしまつたということは、応急の血液注射等の必要が大きな事態にかんがみて、それはどういへやれない。あくまでもこれは使用上の注意をこの際喚起しつつ、次のこれにかわるべき方法が開発されるまでは廃棄はできないであろう」という御答弁、あるいはまた、使い方が悪かったのだということを各所で厚生省は言つておる。ところが北海道朝日新聞の三月四日の記事を見ますと、北海道では問題が起きましたときに、昨年室蘭の病院で、百ccの血漿を一回点滴したところ、たちまち全身に赤い斑疹ができた、これは四才の少年です。それで異常を訴えた。それで当時まだ製造されていた民間の血液センターの無菌、無添加血漿に切りかえた。ところがその異常は出なくなった。そうしてその病院の小児科の先生から、日赤センターの血漿に含まれていた水銀が原因である、疑いがあるという連絡を受けた北海道の日赤は、非常に責任を感じて、そうして四名のスタッフが協力して猛烈な研究を始めた。そうして苦心の結果、無菌状態の人血漿の製造に成功しておる。努力すればできるのです。と同時に、中央日赤の、水銀を使わなければできないのだ、防腐剤は絶対必要なんだということに対し、北海道の日赤では、おかしい、やればできるのだと、いうことを言つておられるやに聞いております。だから、すでに昨年、四才の子供だからやはり反応が速かつたのでしようけれども、こういう例があるのであります。同じ日赤なんですね。なぜ、日赤同士で交流をしてその研究の結果などもあわせて検討して、中央日赤でもこの方法をやらないのか、やればできるのでしよう、大臣、怠慢なんですよ。やさしき流れている。水銀を入れれば楽でしょう、製造は。けれども、それが御案内のように、各所に水銀問題が起きているのですから、これはしかも薬ですよ、体内に入れるのですよ。これに水銀を使うと、いうことが安易に流れた方向でやられることは、私は納得がいかぬ。これは厚生当局の怠慢ですよ。と同時に、あなた、まだほかでもやります言つておられますよ。水銀を入れることは、い

いた民間の血液センターの無菌、無添加血漿に切りかえたら、その症状はなおったと、こうある。ということになれば、どういうように一体連絡その他がいつているのか、私にはわからない。大臣の御所信を聞きたい。薬に対しても水銀添加物は一切困る。勇気を持つてこの際ひとつやつていただきたく。中には出るかわからないと言つても、中にはじやない、もうすでにこうして犠牲者が次々と出てゐるのですから、決断が要ると思うのです。これについてのお考えを伺いたい。

○國務大臣(内田常雄君) 私の名前が出来ましたし、また、私は大臣として当然今後の方向を指導すべき責任がある立場においてますので、私からお答えさせていただくわけですが、ただし、私はその道の専門家ではございませんけれども、私の勉強の結果、こういうことを厚生省から聞かされておるわけであります。それは、保存血液というものの保存可能の期間は二十一日しかないう、御承知のとおりであります。したがつて、これが二十一日を過ぎた場合に廃棄してしまうということは、献血をしてくださった方々に對してもまたことに申しわけないところでありますので、したがつて、そういう古くなりかかつた血液の活用方法の一つとして、いまの血漿をつくるわけであります。そのため、いまの技術段階においては、この水銀の関係の防腐剤と言いますが、消毒剤を百万分の百ないし五百五十PPMぐらい入れざるを得ないということである。ところが、いま、まことに先生がおっしゃつたように、民間にありましたところ、民間では、二十一日の保存期間があることを私も聞いておるのでありますが、それがあるのとどうしてできないかということをただしことを私は聞く。民間では、二十一日の保存期間が過ぎるとするものを人血漿にするのではなくして、最初から人血漿にすることを目的に販賣する。こ

も、これはみな血球が食つてしまふものだから、水銀剤というものの添加も必要でない。ことに、またそれは粉末剤のようなものにする方法もある。こういうようなことのため、もっぱら初めから血漿をつくるために買血をしてつくつておる製品というものがある。

また一方、北海道の日赤においては、これも、私は厚生省の当局から学んだんありますけれども、御承知のように、水銀を入れない人血漿といふものをつくつておる、こういうことも聞いておりまして、なぜそのとおりのことやらないかといふことを、これもあとから補足をしてもらつたりであります。いまの血液センターの血液の需給調整のやり方が、北海道については全然別になつておると聞いております。北海道を除く内地におきましては、全土を七つですか、八つですか、のブロックに分けて、そのブロックごとに保存血液の需給調整をやるが、しかし、最後にはインター・ブロックで中央の血液センターに集まつてきて、そしてその古い血液を日赤の中央センターで処理するが、その場合、北海道は別格になつておつて、北海道については北海道のものをこつちに持ってこないで北海道だけで処理する、こういうふうな形になつておる。したがつて、これから先私はひとつ先生とともに――私は医者でも、薬剤師でも、専門家でも何でもないのですから、もう一べん事務当局からここで確かめて聞きたいところであります。が、北海道では、もちろん技術も、研究しておるんでしょうが、中央センターでつくるておるような保存期間のまさに過ぎなんとすする古い血液でなくて、比較的新しい血液で操作をしているために水銀を入れない、そういう血漿がつくられておるんではないかと思ひます。この点については、もう一べんあとでこの場で私は説明を聞きたいところであります。

は、これも藤原先生御承知のとおり、血球を抜いてしまった血漿といふものは、血液型に關係なしに輸血ができる。したがつて突然の交通事故でありますとか、あるいは手術による大量出血の場合等に、その人に補給すべき血液型の血液がにわかに水銀が入つた血漿でも使わざるを得ないような事態が現に存する。その場合に、本銀は体内に蓄積性があるものでありますから、むしろ蓄積性を避けようなことで一時的に注射をする。厚生省の製剤基準のしまいのはうにも注意書きとして書いてあるわけでありますから、体重五十キロのおとなについて二十四時間以内に二千ccをこえぬ範囲内で使われたしという注意は書いてあります。そういうような場合には、血液型に關係がないものでありますために、急に使える。これは、今後、先ほど私が述べましたように、新鮮な保存血液が十分集まるような姿勢になつてしまいりますと、古いものの活用というものがもちろん要なくなるでありますしようし、さらに古い血液につきましても、水銀を入れない血漿のつくり方というようなものもぜひ開発させたいということを、私は、その答弁でも実は申し上げておるわけであります。が、ぜひやってごらんなどさいと、厚生省とか、衛生試験所とか、その他大学の衆知を集め、専門家がぜひやるべきである。そういうことに向かいながら、この時点においては、今まで申し上げましたような事情のもとにおいて、これが廢棄されができない。こういうことを実は申し上げたわけであります。いまの北海道の問題については、これはひとつ政府委員から補足答弁をさせたいと思ひます。

は北海道だけの血漿をここで集中的に集めまして、そして、そうして血漿をつくる。それから九州におきましては、先生御承知と思いますが、熊本に化学及び血清療法研究所というのがございまして、そこでこういうう血漿等の製剤をやつておる。その他この地区のものが全部東京の日赤中央に集まつてくる。こういうことでございまして、まあ、北海道の日赤に集まります血よりも日数がたつておる。したがつて、古い血が多いということは言えると思います。ただ、先ほど申し上げましたように、古い血をロスを少くして血漿にするということが技術的にむずかしいというような点もございまして、それが一つの理由であろうと思ひます。しかし、同時に、北海道の日赤が非常に、先生御指摘のように、この問題に真剣に取り組みまして、設備もずいぶん金をかけたようござります。その努力の結果、四十四年度から製造量のうち約半分を水銀の入らないものに切りかえていく。四十五年度はおそらく全部切りかえるんじやないかと思ひますが、これは要するに、私が申し上げましたように、東京の中央センターは北海道よりも若干古い血があるということではござりますけれども、しかし、それは努力によりまして、北海道でできたものが東京で、若干血が古いから、できないうといふことはないと思うのでござります。やはりそういう点、東京の日赤中央は今後大いに努力をいたしてもらいまして、すみやかにこの水銀の入らない血漿をつくってもらうことに、いま最大限の努力をしてもらいたいというぐあいに考えております。

1 _____

て出しているから半数以上は使えないのです。半数以上はそれこそ捨てちやつて、役に立たない血を製薬会社に渡しているんです。迅速さに欠けているんじゃないでしょうか。

それともう一つは、北海道でも非常に苦労している。何回か失敗しながら努力に努力を重ねた結果が今日の成果を収めて、昨年七月に新築されたセンターには近代的な無菌室が設けられて、勢い込んで取つ組んでおるんです。これに成功したときの喜びというものは想像にあまりあるものがあると同時に、これがやはり日本人の人血漿に大きな示唆を与えることになるのじやないでしょうか。それを取り上げようとしている。北海道は努力している。中央では水銀を入れなければできないんだで、のはほんとしてそれを見過こされでは私は困るということです。これは嚴重に考えてほしいのです。私は、これはきのう北海道の新聞が手に入ったわけです。それを見て、何だ、やればやれるじゃないか、北海道たってずいぶん広い区域ですからね。それを内地では各地から集まるものだから血が古くなるとおっしゃいますけれども、北海道だって、一つの村が、何というのですか、香川県くらいの広さの村を持っているし、あの広範な地域でやっているのでありますから、ただ取り組む情熱というものが違うのじやないでしょうかと私は思います。

さらに、あなた方、日赤に全部まかしてしまつているわけですね、いま血液問題を。それと同時に、日赤は、献血を集めるだけでも手が回りかねる。それなのに、なぜ日赤が血液製剤までつくらなければならないのか。聞くところによれば、血液製剤は、人血漿だけではなくて、一つの血液から五種類も六種類も取ったあとからやつてしますよね、私たち、いつか社会労働委員会で視察に行つたことがござりますけれども、ところが、日赤の場合は、それ一つ取つたらあとはべーにしています。それこそ大きなロスがあるのであります。いま世界的に取つ組んでおりますのは、血液製剤で、これを取つたあとでまだ五つくらい取れ

むだになっている。このロスは、あなたはどう考えるか。日赤はよりすみやかに、より速く献血を充足させていく。配給ルートにおいても、日赤は急速だという批判がすいぶんござります。官僚主義でなしに、献血はどうしていつたらより効果的であるのかという研究と同時に、今まで民間から配給を受けていた病院がありますね。こういうところも掘り越こして、配給ルートを正確にして——ある医者が言いましたけれども、日赤は困る、何型の血があるかと言うと、ありませんで済ましてしまう。それなら、かけずり回つてでも何とかしようという努力が足りない。こういう不平がちゃんとにあるということもあわせて考えていただきたい。

それで、いま聞きたいのは、日赤が製剤までやらなければならないのかということが一つ。それから、血液問題を日赤にだけ押しつけて、国はこれに対する何らの援助もしない。ただわずかに出したのは事務費ですか、大多数は日赤におんぶして血液問題を解決しようとしておいでになるわけでございますが、これは一体どういうことと理解したらよろしいか。

○政府委員(加藤威三君) まず、日赤が血をむだにしている、ことだ期限の切れた血をむだにしているという事実はその意図は別にいたしましても、結果的にそうなっているということがあることは、先生御指摘のとおりのようでございます。まことに遺憾なことだと存じます。

それで、何でそういうことになるのかということをいろいろ調べたのでございますが、結局、日赤は、これは国民の善意に基づいた大事な血であるということで、それを民間の会社に譲り渡すということに何らかの抵抗を感じていたということのせいじゃないかという感じがするわけであります。私どもといたしましては、一番大事な献血をされた人々に報いる方法というのは、それが有効に保存血液なりあるいは血液製剤になつて、ほんとうに血を必要としている患者さんにそれが有効

に使われるということが一番の理想でございまして、私は、日赤が非常に血を集められる能力も十分ある、同時に、りっぱな血液製剤をつくる能力も十分にあるのであれば、これは日赤が全部やるというのが理想じゃないかと思いますするけれども、遺憾ながら、現在の日赤の実態では、その血を集めるために確かに手一ぱいで、しかも、まだ十分にいつてないという状況でございまして、りっぱな血液製剤をつくる能力というものが必ずしも十分ではないというのが現状だというふうに見ておるのでございます。そういたしますならば、少くとも、期限切れのそういう血液というものをりっぱな血液製剤をつくり得る民間の機関にこれはどうぞし譲って、そうしてりっぱな血液製剤をつくってもららうということが私は必要ではないかとういう感じがするわけでございます。今後、私どもの日赤に対する指導もそういう方針でやってまいりたいと思います。日赤も、最近、この血液關係の人的面を一新した上でございまして、そういう点について、今後、私どもは日赤と十分に協力をいたしまして、そういう方向で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

しては若干の休息を与える。ソビエトあたりでは、献血した人は一日有給休暇になつておる。それは、ソビエトとわが国では体制が違いますから、まさか有給休暇にしろとは申し上げませんけれども、若干の休息ですか、こういうものを、やはり大切な献血者でございますから、これらに対して何らかの待遇をする考えがあるかないか、この点をちょっと伺いたい。

○國務大臣(内田常雄君) 実は、私もしようとでござりますけれども、藤原先生とやや同じような感を持つものでございまして、先般、この血液問題に関連いたしまして、そのことも少し勉強させていただきましたところが、献血者に対する報酬の道はまことにどうも少いようでござります。わずかに、バスタオルを支給するとか、あるいはまあ事情によつては若干の交通費のようなものを支給するとか、あるいはごく貧弱な献血バッグのようなものを差し上げておるというような程度であつて、一体それでいいだらうかという気が正直にいたすわけでありますので、これは何かいい方法がないか、売血にならないで献血者の好意が気持ちよく顕彰されるような何らかの方法はないものかと、私は正直に思うものでございますので、今後の検討課題にさしていただきたいと存じます。

それから、先ほどの血液製剤の問題ですが、私が冒頭に申し述べましたように、予防衛生研究所に二、三年の計画でありました血液部門の厅舎が、いま大体最終段階の施設を終わりまして、四十五年度からはフル回転ができるようになつてきましたそうでございますので、そういうところでいろいろ血液の有効利用に関する研究を十分進めさせまして、血液の製剤なり活用は全部日赤だけにおまかせして、政府はそれにおんぶしているということでおなじに、政府ともどもこの問題の解決には前向きで私は努力するよう指導してまいりましたと、あわせて申し述べます。

○藤原道子君 ぐすぐずしたら、もう焦眉の急ですから、いつも研究研究でなしに、その心がまえ

で大いに前進をしてもらいたいです。

それからもう一つ、売血のよくな商売を私は

言つてゐるのじやない。何といつても血液を私

のですから、血液をとったあとに若干の休養です

か、こういうものが、何といつてですか、遅刻し

たらチェックされるとかなんとかいうのじやなし

に、明らかにきょうは献血したということがわ

かったら二時間なり、三時間なりの——ソビエト

あたりはああいう国ですから、一日有給休暇に

なつておる。そこまでやれとは言わぬが、そい

う点もお考えになつたらいかがでしようか。ま

あ、ソビエトあたりでは一日有給休暇があると同

時に、サントリウムとか、休暇村へ行く優先的な

権利が与えられる。こういうふうにしてやつてお

りますから、献血者がどんどんふえていくよう

ございます。したがつて、体制の違う日本でそこ

までやれといつても、これはまあ大いに反論があ

ると思いますから、一応これをあわせ考えるとい

うようなことを私はやつていただきたいと思うわ

けなんです。

それから、血液が足りないので、採血したあと

の血球返還採血ですか、つまり分離したことによ

つて赤血球を返す、それはいまどの程度にやら

れておりますか。研究は相当進んでいるはずです

ので、もう実施をどんどんやつたらしいんじやな

いから、こういうふうに考えます。ところが、あ

る人は、厚生省の中でござりますけれども、もし

も違った血球を返した場合、他の血をこの人に間

違つて返した場合、そういう場合にはすぐ死ん

じやうのですってね。そういう間違いがあります

ので、どうなことを言う人もござりますが、

それは慎重にやることによつて防げるのじやない

ですか。諸外国ではどんどん血球返還の採血をやつておりますが、日本は、いまどの程度に研究が進んでいるのか、あるいは実施はどの段階にきておるのか、これをおわせ伺いたい。

○政府委員(加藤威二君) 血球返還採血の問題でございますが、これは採血をいたしましたとき

に、採血をされまして、血漿部分というものは

二、三日ですぐ回復するようですが、赤

血球をとられるということが献血された方には

非常に肉体的に負担になる。そういうことで、し

かも血漿の製剤をつくります場合に、赤血球は不

必要でございますから、一応採血をいたしまし

て、それを赤血球と血漿とに分離いたしまして、

その血漿のはうをまた直ちに採血、献血をされ

た——献血というか、血をとられた方に注射で戻

す、そういうことをやりますと、非常に血を供

出されました方の肉体的な負担が非常に少なくな

る。そういうことで、しかも血漿は相当多くとつ

ても、保存血液の場合には血球等、これは全部必

要いたしますので、日赤等でやっております保

存血液をつくります場合には、この方法はそれな

い。全部血球をお返しするというわけにはまいら

ぬわけでございますが、しかし、血液製剤をつく

るという目的であれば、これはこういう方法が相

当合理的な方法だといふうに考えております。

それから、これが非常に合理的であります。

正確なデータございませんけれども、もうすでに

正確なデータございませんけれども、もうすでに

民衆の一部の採血業者においてそういう方法を採

用しているということを聞いておりますが、これ

は、そういう血液製剤をつくるための採血方法と

しては、私は合理的な方法であろうといふうに

考えております。

○藤原道子君 それでは、すぐ使う新鮮血です

か、こういう場合には役に立たないのですか。

○政府委員(加藤威二君) 新鮮血を使います場合

には、おそらくこれは手術のときとか、そういう

よろしくこれが手術のときとか、そういう

いう方法が非常に合理的であります。

○藤原道子君 そこで、血液問題が世界的に血液

製剤に非常に重点が置かれつゝある。日本ではそ

ういう面で若干立ちおくれがあるのじやないか、

そういうことで血液製剤の研究開発と、それに対

する助成、こういうことはお考えになつてない

のですか。民間なら民間にまかせつゝり、日赤な

ら日赤にまかせつゝり、これで、将来、日本の血

液製剤が世界的に太刀打ちができるのかどうか。

少なくとも、国家のこれに対する研究開発と助成

がなされてしかるべきではないかと考えますが、

そのお考えはいかがでしようか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに、わが国におき

まして血液製剤に対する研究が若干立ちおくれて

いるといふことは事実のようございまして、や

はり今後の血液対策といたしましては、先ほど大

臣から申し上げましたように、血を集めるという

ことにして最大限の努力をすると同時に、血液製剤の

開発ということが血液対策の二つの大きな柱だと

いうふうに考えております。

これに対しましては、どのように対策をとつてお

こざいます。これにつきましては、私どもまだ

来年度の予算におきまして、大体千七百万くらい

でござりますが、予防衛生研究所に対しまして、

そういう血液製剤の開発とかあるいは冷凍血液の

研究、こういう問題の研究費といつてしまして千七

百万ばかりを計上いたしておるわけでございま

す。それから、先ほど大臣もちょっと触れられま

す。民衆の助成といふことはいまのところまだ考

えておりませんが、とりあえず予防衛生研究所で

そういう研究を今後精力的にやつてもう、その

他の検定については十の部に分れまして、それ

の部で専門的な事項を扱つておる、こういう

実態であります。

なお、ただいまお話をございました無菌につい

て検定がおくれたという点でございますが、これ

は昨年の八月に部屋の一部に故障がありました。

約一ヶ月検定を休んで修理をいたしました。現在

そのおくれが若干残つておるわけでござります

が、仕事はいたしておきました。四十五年度に

は、予算を計上いたしまして、心急的に措置した

○藤原道子君 私も少うとですから、大臣と同じように。勉強不足であるのですけれども、私、この間お医者さんから聞いたんでござりますけれども、プラスマネットとかいうような薬の製造は、何だから六十度の温度で十日間ですかやって、さらにそれがまたあと三十二度くらいだと非常に早い菌が発生しやすい温度だそうですね。そこで非常に長い期間、早い菌が生きているかどうか調べて、それから密封しているものだ。それがかりに外に出て、もしばい菌が残っているとすればすぐ漏ってくるのですってね。それでちゃんと注意書きしておるから、これは漏つておるものを使ら医者はありません。ところが、これが無菌検査に引っかかるって一向にちまたに出回ってこない。非常に何というか、いい薬だといらなければなりません。それで病院は非常に困っているのですよ。これは国立病院の先生のお話ですが、これらもやはり無菌検査を法規上ずっとやらなければならないものでございましょうか。

○政府委員(村中俊明君) たぶんただいまのお尋ねは、先ほどはしかの点についてお触れになりましたけれども、人の免疫血清のグロブリンの製剤ではないかと考えております。このグロブリン製剤につきましては、現在七十五件の検定の申請が出ておりまして、そのうちの七十二件について検定をすでに終わっております。ただ、この七十二件の終わった検定の中に若干不合格がございましましたが、この不合格の内容は、無菌的な点の不合格ということよりも、安定性の検査で不合格になつた、こんなふうに報告を受けております。

○藤原道子君 だから不合格はどんどん不合格にしていいのだけれども、あまりにも検定期間が長過ぎるのじゃないですか。聞くところによると、たいへん莫大な数ですけれども、このままでいくと会社はつぶれてしまうじゃないかというようなことを言っておるようなところさへあるのですよ。それであなたにきてるでしょう、これ、た

くさん。どつちがどつちだか私わからないけれども、細菌製薬課に対して出ている。だから、それは理屈は幾らでもつくけれども、もつと迅速にやれませんか。それがないために治療上非常な支障を来たすとか、はしかの時期にはしかの薬が足りないとか、こういう不便を与えないよう、予研のスタッフが足りないなら、これは至急に充足するとかなんとかいう手も打てるのではないかといふことを伺つておるのです。

○政府委員(村中俊明君) ただいま申し上げましたように、今年度に対するまことに半額でござ

うに、これまた非能率のことがあってもなりませぬ。私たちは、せっかくここまで育ててまいりました日本赤十字社のものをやはり中心にして、その不備を補正するところでは最も良き方法だと私は言わざるを得ないと思います。

それから血液関係の献血、集血、その活用等につきまして法律をつくるべきだということも、私は考えるべきことだと思いますけれども、これまでの厚生当局の説明によりますと、これまたいろいろな広範な諸問題をかかえておる。たとえば献血の基礎的的理念から始まって、血液の利用の適正化、被採血者の保護、血液の確保、採血した血液の利用の範囲、採血の基準、血液の利用の種類による検査の基準、輸血用血液の管理と供給体制、血液及び血液製剤の研究機関、血液取り扱い機関、それに対する財政措置というような、そういう面を全部検討を尽してやらないと、拙速主義の血液法というものはつくるべきではないので、この件につきましては、いましばらく当局に研究させてほしいと、こういうことが厚生当局の現状でございます。これは私も前向きで、せっかく先生のお話もございまし、私も、これは正直のところ、どういう法律構成でやっておるかと言つたところが、閣議決定と、もつばらあとは行政指導や、日赤そのもののああいう特殊法人の全国的ネットワークを中心としてやっておる、行政的にやっておるのだと、こういう話でございまして、何らかそこに私は制度として確立すべきもう一つの筋を検討すべきような気もありますので、これも研究といってはおそれりますけれども、ぜひひとつ研究させていただきたいと思います。

○藤原道子君 前向きの姿勢で検討するとおっしゃるのですけれども、たびたび聞いているのです。血液法をつくる考へはないかといふと、あなたがいま読みあげられたと同じ答弁をしておる。あなたがいま読みあげられたことは、非常にみな大事なことばかりじやありませんか。問題は、赤十字が中心で国際的にやっていることは私も承知しております。けれども

も、それに対しても国家が財政的に援助はしているのですよ、みな。ここに問題がある。日赤がやるからやらしたらい、日赤にやらせるという慣行があるからとおっしゃるけれども、主体は日赤が中心でやるとしても、やはり国家がこれに対して援助するということの姿勢が足りないんじゃないかな。ごらんなさい、いま血液代金は千五百五十円ですね、これは去年始めた。それでどんどん拡大していくかなきやならない。日赤ばかりやつつけたような形になるけれども、日赤だってやっぱり研究したり、施設をつくったり、人員をふやしたりすれば金は要るんですよ。日赤は財閥じゃないのですからね。そこに問題がある。ですから、国がもう少しこの血液の問題に対する財政的援助、こういうものをもう少しやりになる必要があるんじゃないかな。事は命に関係する。それに対しての大臣のお考えを聞きたい。

○國務大臣(内田常陸君) 日赤の行なう血液活動につきましても、たとえば採血自動車でありますとか、あるいは支所とか出張所とかいうようなもの施設に関しましては若干の補助があるようですがさいますけれども、血液事業全体の運営のために対する組織的、総合的の補助がないことは、先生が御指摘のとおりでありますので、そもそも日本なるものは、国の政府出資とかあるいは国の補助とかいうものだけでやっておるその他の特殊機関とは違いまして、その資金の集め方などにつきましても、日赤固有のまたたつとばれる方法もあるようにも聞いておりますので、それらとの関連もございましょうけれども、先生のおっしゃる点、私はよくわかりますので、これらのことにつきましては、総合的に私も勉強し、検討し、進んでまいりたいと思います。

○藤原道子君 どうも弱いですね。のままではいとは考えない、それならば、もつと大蔵当局に要求して研究機関をもつと擴大するとか、あるいは日赤に助成をしていくとか、そうしなければ、いつまでたっても肝炎の問題だつて、血液の足りない問題だつて解決はできませんよ。大臣がき

○國務大臣(内田常雄君) まことにごもっともな
お話をありますて、これは、私が予算を担当いたた
りますならばさうとやれるのでありますけれど
も、いま、私がここで四十五年度の予算ができる上
がったこの機になかなか申し上げにくいことでござ
りますので、これは来たるべき予算の時期等に
おきまして、でき得る限り先生の御意見を前向き
に進めるような、いろいろなひとつ態度を固めて
まいりたいと考えるものであります。

○藤原道子君 予算編成の時期と言つて、いたん
じやいつもおぞいのですよ。平素から大蔵省に理
解を求めて、こういう事件があつたからこうした
いのだがこうだということで、不斷の努力がなけれ
ば予算折衝のときはやられちゃうのですよ。
だから、あなたの考えが中心なんです。あなたの
決意が中心なんです。これ以上あなたに言つたた
く、あなたはこれ以上言えないだろうからこの程
度にしておきますが、とにかく事は重要でござい
ます。ぜひこの点については真剣に考慮していただき、
両局長におかれまして、この点、前向き
で検討していただき、こうした不安を国民に与え
ないよう、少なくとも人命を守つていくという大
切な役職におられるわけでございますから、一段
の御努力をお願いしたいと思います。

そこで伺いたいと思ひますが、きのうの夕刊を
見て、私、きょうは血液問題をやろうと思ったの
ですが、最近、血液のみならず、有機水銀がいろ
いろなところに使われているのですね。これを見
てびっくりしちゃつたのですけれども、着物類に
対しても、赤ちゃんの下着類に対しても、いろいろ
なものに水銀が使われている。それで学者の中
と要求しておられるということであります。これ
に載つておる。読んでみると、もういろいろなも
のに水銀が使われておる。着る物だから水銀使わ
れいても影響がないと言うかもしない。

るが、赤ちゃんはなめたり、しゃぶったりするんですよ。あれはおむつかぶれにも悪いということを学者が指摘しているんですが、一体、水銀に対する考え方が甘いんじゃないでしょうか。今度北海道のジャガイモ問題だって大きな問題です。出てくるのはほとんど水銀じゃありませんか。水俣病だつて水銀でしょう。イタイイタイ病は、これはカドミウムですが、こういうことがわかついても、最後の詰めがうやむやになっちゃう。企業側に押されちゃって、あなた方の初めの鼻息は相当なものだけれども、いつかぐにやぐにやになってしまふ。また、こうした織類にまで虫を防ぐんだってあるいは本銀でカビを防ぐんだというような理由でやっているそうでございますが、はたしてこれでよろしいのかどうか。水銀に対する姿勢をもつときわっとしてもらわなければならぬ。セーラーや、毛布や肌着類、こういうものにまで使われておるということで、私びっくりしたのでございますが、これらに対して当局の御見解を伺いたい。赤ちゃんはなめるんですから。

こういうものにまで使われているということはショックですよ。赤ちゃんはおむつかぶれなんか、本銀かぶれですか、こういうものもあるというようなことがこれに出ている。これはまだ、私がだれにも聞いていないから勉強不足でござりますが、この新聞を見てびっくりしたので、最後につけ加えたい。とにかく本銀というものに対してもっと取り締まりをきびしく、また規制すべきであるということが一つ。それから本銀入りの人血漿ですか、これは、私の希望としては、直ちに回収して使用をやめてもらいたい。命が大事だ。ロスになるから困るなどということは通用しない。いつどこでどういうことが起きるかわからぬのでござりますから、これをやつてもらいたい。さらには、北海道でできているのだから、やううと思えきれないことはないという気持ちがござりますので、これの開発のために研究を強化していただきたいと思います。

業者でござりますけれども、当委員会から視察に参りましたら、大した設備でびっくりしましたが、そこでも、血液が足りないためにお産したときの胎盤ですね、胎盤血さえとっている。そこまで研究してやつてあるわけなんです。したがいまして、私は、血液製剤の開発のために、あるいは献血をもつと増大していくという態度のためにも、血清肝炎を何とか追放したい。アメリカあたりはたしか5%くらいですか、血清肝炎の発生率は。日本は二五%の血清肝炎が出ている。血清肝炎がひどいになると肝硬変になつて死んでしまいます。血清肝炎がまたずいぶんこのごろ多いんです。手術した人はたいてい血清肝炎、これでは困りますので、これが研究費、こういうものも出し惜しみをしないでやつていただきたいと思いますが、いかがですか。ことに厚生省はおたくに對して非常に弱いんですよ。それで看護婦の問題、この次私やろうと思つてますが、看護婦充足問題にしてもあるいは精神病、あるいは結核に対する国家の負担に對しても、あなたたちがあまり出さないものですから、対象をしばつてしまつて、そうしてちまたに氣違ひが満ちあふれています。中へ入ればああいうひどい扱いを受ける、こういう結果になる。厚生行政に對して大蔵省とお金を出してほしい、人間の命を守るために。それとあわせまして、その基本をなすこの血液問題に對して、あなたのほうでもつと援助しようというお考えはあるかないか。厚生省が要求しているのにあなた方が出さないのか、厚生省の要求がないのか、この点も明らかにしてほしい。

○説明員(相原三郎君) お話を、きょうは十分拝聴いたしました。今後とも、厚生省ともよく勉強してまいりたいと思います。

○藤原道子君 それだけ……。これ以上詰めて

詰まらないかもわかりませんけれども、事は重大なんですから、わかるでしょう。私、質問へただけども、とにかく真剣に私たちをやつておる。何も厚生省をいじめても私は一文の得にもならな

い。けれども、人間の命と健康が大事だから、何とかよりよき対策をと願つてやつておりますのとで、ぜひ大臣にもお伝え願いまして、しかるべき献血をもつと増大していくという態度のために財政支出をお願いしたいと思います。

で、大臣にはぜひ前向きの姿勢で取組んでい

ただきたい。大臣がここで幾ら答弁しても、すぐ大臣かわづちやうから。厚生大臣は二、三年はがつりやつてください。それで、血液問題に対

しては、特に私は大臣の決断を要望して私の質問を終わりたいと思いつが、最後に御決意をもう一度伺わせていただきたい。

○國務大臣(内田常雄君) たいへん恐縮であります。私がくろうとだけに、先生と同じようなことを実は外から感じることはたくさんござい

ます。これは、私が厚生省の中で育つたものです

と、あれもこういう理由でめだ、あれもこうい

う理由でためになつておるということ、みずか

ら考えが起つてくるのをみずから否定しなけれ

ばならない場合もあるかもしれません、私が、

先生のおっしゃるよう、厚生大臣の更迭がひん

ぱんで、外から参りましただけに、国民として厚

生行政にこういうことをやつてほしいということ

はいろいろ浮かんでおりませんので、任期の長短に

かかわらず、また、ただいま先生からだいぶ長い

任期の辞令をいたいたよな気もいたしますけ

れども、できるだけ私は委員の皆さま方の御勉励

にこたえたいと思います。

ただ、私は、予算等の問題につきましてここで

いろいろ申せませんのは、私が日赤に對して補助

をしたい、こう言えど、それは政府が言つたこと

になります。したがつて、これはやはり大蔵大臣とも話し合つてのことではないと、私が努力をすると言つた以外に言ひ方がない点をもひとつお含みおきいただきたいと思います。

○中沢伊登子君 一つ関連して、藤原先生が先ほ

どから血液問題で切々とお話ををしておられるん

ですが、私も一つだけ提案をしてみたいと思う。

それはこれだけ血液が足りなくて困つていると

きですから、成人の日ですね、成人の日に、成人になられた人々に、強制するわけにはいかないかもしれませんけれども、成人になつた記念に献血をする、そういうような何かいい方法を考えられることはできませんでしょうか。

○國務大臣(内田常雄君) 大臣がここで幾ら答弁しても、すぐ大臣かわづちやうから。厚生大臣は二、三年はがつりやつてください。それで、血液問題に対

しては、特に私は大臣の決断を要望して私の質問を終わりたいと思いつが、最後に御決意をもう一度伺わせていただきたい。

○藤原道子君 大臣、この間衆議院の予算委員会

で、佐藤總理が積極的な答弁をしているんですね。

だから、いいチャンスですからね。私が言うと政

府の答弁になると言つけれども、あなた、政

府の一員でしよう。それで、佐藤さんが幸い——私は

文句もあるけれども、わりあいに積極的な意見を

う理由でためになつておるということで、みずか

ら考えが起つてくるのをみずから否定しなけれ

ばならない場合もあるかもしれません、私が、

先生のおっしゃるよう、厚生大臣の更迭がひん

ぱんで、外から参りましただけに、国民として厚

生行政にこういうことをやつてほしいということ

はいろいろ浮かんでおりませんので、任期の長短に

かかわらず、また、だいだい先生からだいぶ長い

任期の辞令をいたいたよな気もいたしますけ

れども、できるだけ私は委員の皆さま方の御勉励

にこたえたいと思います。

ただ、私は、予算等の問題につきましてここで

いろいろ申せませんのは、私が日赤に對して補助

をしたい、こう言えど、それは政府が言つたこと

になります。したがつて、これはやはり大蔵大臣とも話し合つてのことではないと、私が努力をすると言つた以外に言ひ方がない点をもひとつお含みおきいただきたいと思います。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もないようですか、本日の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、自然公園法の一部を改正する法律案

一、検疫法の一部を改正する法律案

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 海中公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行なう行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

第十九条中「第十七条第三項」の下に「、第十八条规定」を加える。

第二十条第一項中「特別地域に含まれない区域」を「特別地域及び海中公園地区に含まれない区域」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

第二十条第一項に次の二号を加える。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）

六 海底の形状を変更すること（海中公園地区的周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）

第二十条第二項中「前項各号に掲げる行為」を「前項の規定により届出をする行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「、国定公園若しくは海中公園地区」に改める。

第二十二条第一項中「若しくは第十八条第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。

第二十二条第一項中「若しくは第十八条第三項」を、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項

項に改め、同条第二項中「第十八条第三項」の下に「第十八条の二第三項」を、「第十八条第三項各号」の下に「、第十八条の二第三項各号」を加える。

第二十四条第一項及び第二項中「特別地域」の下に「、海中公園地区」を加える。

第三十四条第一項中「第十八条第三項」の下に「、第十八条の二第三項」を加え、「を受けた者である」を削り、「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第十八条第三項」を、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項に改める。

第三十九条第一項中「若しくは特別保護地区」を「、特別保護地区若しくは海中公園地区」に改め、「特別保護地区若しくは海中公園地区」に改め。

第四十条第一項中「行なう」を「行なう」に、「又は

第十八条第三項」を、「第十八条第三項又は第十八

条の二第三項」に改め、同条第二項中「若しくは第五

五項」の下に「、第十八条の二第四項若しくは第五

項」を加える。

第四十五条中「基づく」を「基づく」に改め、「を受

けた者であつて、その处分」を削り、「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

第五十条第一号中「又は第十八条第三項」を、第十八条第三項又は第十八条の二第三項に改める。

第五十一条第一項中「第十八条第三項」を、第十八条第三項又は第十八条の二第三項に改める。

第五十二条第一項中「特別地域」の下に「、海中公園地区」を加える。

第五十三条第一項又は第十八条の二第三項に改める。

第五十五条第一項中「基づく」を「基づく」に改め、「を受

けた者であつて、その处分」を削り、「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

第五十六条第一号中「又は第十八条第三項」を、第十八条第三項又は第十八条の二第三項に改める。

第五十七条第一項中「特別保護地区」の下に「、海中公園地区」を加える。

第五十八条第一項又は第十八条の二第三項に改める。

第五十九条第一項中「第十五条第一項」を、第十五条第一項に次の一項を加える。

二 第十五条第一項中「船舶の長は」の下に「、第十七

二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚し、又は運び出すとき。

三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

第八条第一項中「船舶の長は」の下に「、第十七

二 第十二条第一項の通知を受けた場合を除くほか」を加え

る。

第十三条の次に次の二条を加える。

(陸揚等の指示)

第十三条の二 検疫所長は、船舶等に積載された

貨物について当該船舶等において前条第一項の

検査を行なうことが困難であると認めるとき

は、同項の検査を行なうため、当該船舶等の長

に対して、当該貨物を検疫所長の指示する場所に陸揚し、又は運び出すべき旨を指示すること

ができる。

検疫法の一部を改正する法律案

附 則

検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の一部を

第三十二条に次の一項を加える。

2 検疫所長は、船舶の長が第六条の通報をした

上厚生省令で定めるところにより厚生省令で定

める事項を通報した場合において、これらの通

報により、当該船舶を介して、検疫伝染病の病

原体が国内に侵入するおそれがないと認めたと

きは、あらかじめ、当該船舶の長に対しても、検

疫証を交付する旨の通知をしなければならない。

第三十二条第二項に次の一項を加える。

ただし、当該船舶又は航空機の長が、あらか

じめ、もよりの検疫所長にこれらの事項を通報

した場合は、この限りでない。

第二十二条第四項中「第五条たゞし書」の下に

「第三号」を加え、同条に次の二項を加える。

6 第九条及び第十条の規定は第一項の船舶の長

が第二項たゞし書の通報をした後当該船舶を檢

疫港以外の港に入れた場合に、同条の規定は第

一項の航空機の長が第二項たゞし書の通報をし

た後当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所

(港の水面を含む。)に着陸させ、又は着水させた場合に適用する。

第二十三条第四項中「第五条たゞし書」の下に

「第三号」を加える。

第二十七条第一項中「検疫伝染病の」を「検疫

染病及びこれに準ずる伝染病で政令で定めるもの

の」に、「その他検疫伝染病」を「その他これら

の伝染病」に改め、「航空機」の下に「について、食品、

飲料水、汚物、污水、ねずみ族及び虫類の調査を

行ない」を加え、「飲料水、海水」を「海水」に改

め、同条第二項中「検疫伝染病」を「前項に規定する伝染病」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第三十八条第一号中「第二十一條第五項」の下に

「及び第二十二条第六項」を加える。

附 則

第十六条第二項第三号を削り、同項第四号中「痘そら」を「痘そら」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削る。

第十七条に次の二項を加える。

2 検疫所長は、船の長が第六条の通報をした

上厚生省令で定めるところにより厚生省令で定

める事項を通報した場合において、これらの通

報により、当該船舶を介して、検疫伝染病の病

原体が国内に侵入するおそれがないと認めたと

きは、あらかじめ、当該船舶の長に対しても、検

疫証を交付する旨の通知をしなければならない。

第二十二条第二項に次の一項を加える。

ただし、当該船舶又は航空機の長が、あらか

じめ、もよりの検疫所長にこれらの事項を通報

した場合は、この限りでない。

第二十二条第四項中「第五条たゞし書」の下に

「第三号」を加える。

第二十七条第一項中「検疫伝染病の」を「検疫

染病及びこれに準ずる伝染病で政令で定めるもの

の」に、「その他検疫伝染病」を「その他これら

の伝染病」に改め、「航空機」の下に「について、食品、

飲料水、汚物、污水、ねずみ族及び虫類の調査を

行ない」を加え、「飲料水、海水」を「海水」に改

め、同条第二項中「検疫伝染病」を「前項に規定する伝染病」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第三十八条第一号中「第二十一條第五項」の下に

「及び第二十二条第六項」を加える。

1 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、難病対策等に関する請願(第二〇二号)

一、栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国

及び国家試験制度の確立に関する請願(第二〇七号)(第二〇八号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に

関する請願(第二二一号)(第二二四号)

第三〇二号 昭和四十五年二月九日受理

難病対策等に関する請願

請願者 兵庫県川西市小戸三ノハノ二 林

紹介議員 亀田 得治君

難病者対策に関する請願を図られたい。

一、国民の最も大きな悩みである各種難病に関する総合的な研究や対策が、積極的にすすめられるようすること。

二、世界赤十字精神に照らして、国連参加・非参加国を問わず、国境を越え、思想・信教の別を越え、難病に関する各國医学者(米・中・ソはじめ各國)の提携による共同研究や、専門医師・治療師および患者の派遣等による相互援助が、積極的に行なわれるようになるとともに、中国では針による治療、耳疾患の重度難病者が救われるようになること。

三、東洋医学的治療の面にも健康保険等の適用が拡大されるようになること。

四、老人無料診療の制度を早く実施すること。

第二〇七号 昭和四十五年二月十日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国

家試験制度の確立に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡内原町鯉渕五、九

六五社団法人日本栄養士会茨城支

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二〇八号 昭和四十五年二月十日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国

家試験制度の確立に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡高野口町社団法人

日本栄養士会和歌山県支部内 煙 フヒナ

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二二一号 昭和四十五年二月十日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願

請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四

紹介議員 浦田寅治郎外二十九名

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(目的)

第一条 この法律は、駐留軍労働者が日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への再就職を容易にするために必要な措置を講じ、もつて駐

留軍労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「駐留軍労働者」とは、アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍

隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定

する諸機関に労務を提供するため、同協定第十

二条第四項の規定に基づき国が雇用する者をい

均衡を正するためにも見舞金の支給を希望する。)

二、戦争犯罪裁判判決で無罪となつた人及び犯罪容疑者として逮捕拘禁されたが裁判を受くることなく釈放となつた人千四百八人に對し、拘禁日数に応じて見舞金を支払うこと。(一人平均拘禁日数、概数三百三十七日)

第三条 防衛施設長官は、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い駐留軍労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の同意を得なければならない。

2 労働大臣は、解雇されようとする駐留軍労働者が第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業につくことが確実であると認める場合のほかは、前項の同意をしてはならない。

3 労働大臣は、第一項の場合において同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきかなければならぬ。

4 第一項の場合において、労働大臣の同意を得ないでした解雇は、無効とする。

(雇用計画)

第四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきいて、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い生ずる余剰の駐留軍労働者の安定した職業を確保するための雇用計画を作成するものとする。

(転職促進の措置の実施)

第五条 労働大臣は、駐留軍労働者の転職を容易にするため、職業指導、職業紹介及び公共職業訓練施設の行なう職業訓練その他労働省令で定める措置(以下「転職促進の措置」という。)が効果的に関連して実施されるようしなければならない。

(関係機関の責務)

第六条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、転職促進の措置の円滑な実施を図るために、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和四十五年三月十日【参議院】	第一	この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。
	2	この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
	二月二十日本委員会に左の案件を付託された。	二月二十一号 昭和四十五年二月九日受理
	一、難病対策等に関する請願(第二〇二号)	一、難病対策等に関する請願(第二〇二号)
	一、栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国	一、栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国
	及び国家試験制度の確立に関する請願(第二〇七号)(第二〇八号)	及び国家試験制度の確立に関する請願(第二〇七号)(第二〇八号)
	一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に	一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に
	関する請願(第二二一号)(第二二四号)	関する請願(第二二一号)(第二二四号)
	第三〇二号 昭和四十五年二月九日受理	第三〇二号 昭和四十五年二月九日受理
	難病対策等に関する請願	難病対策等に関する請願
	請願者 兵庫県川西市小戸三ノハノ二 林	請願者 兵庫県川西市小戸三ノハノ二 林
	紹介議員 亀田 得治君	紹介議員 亀田 得治君
	難病者対策に関する請願を図られたい。	難病者対策に関する請願を図られたい。
	一、国民の最も大きな悩みである各種難病に関する総合的な研究や対策が、積極的にすすめられるようすること。	一、国民の最も大きな悩みである各種難病に関する総合的な研究や対策が、積極的にすすめられるようすること。
	二、世界赤十字精神に照らして、国連参加・非参加国を問わず、国境を越え、思想・信教の別を越え、難病に関する各國医学者(米・中・ソはじめ各國)の提携による共同研究や、専門医師・治療師および患者の派遣等による相互援助が、積極的に行なわれるようになるとともに、中国では針による治療、耳疾患の重度難病者が救われるようになること。	二、世界赤十字精神に照らして、国連参加・非参加国を問わず、国境を越え、思想・信教の別を越え、難病に関する各國医学者(米・中・ソはじめ各國)の提携による共同研究や、専門医師・治療師および患者の派遣等による相互援助が、積極的に行なわれるようになるとともに、中国では針による治療、耳疾患の重度難病者が救われるようになること。
	三、東洋医学的治療の面にも健康保険等の適用が拡大されるようになること。	三、東洋医学的治療の面にも健康保険等の適用が拡大されるようになること。
	四、老人無料診療の制度を早く実施すること。	四、老人無料診療の制度を早く実施すること。
	第二〇七号 昭和四十五年二月十日受理	第二〇七号 昭和四十五年二月十日受理
	栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国	栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国
	家試験制度の確立に関する請願	家試験制度の確立に関する請願
	請願者 茨城県東茨城郡内原町鯉渕五、九	請願者 茨城県東茨城郡内原町鯉渕五、九
	六五社団法人日本栄養士会茨城支	六五社団法人日本栄養士会茨城支
	紹介議員 郡 祐一君	紹介議員 郡 祐一君
	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。
	第二〇八号 昭和四十五年二月十日受理	第二〇八号 昭和四十五年二月十日受理
	栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国	栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国
	家試験制度の確立に関する請願	家試験制度の確立に関する請願
	請願者 和歌山県伊都郡高野口町社団法人	請願者 和歌山県伊都郡高野口町社団法人
	日本栄養士会和歌山県支部内 煙 フヒナ	日本栄養士会和歌山県支部内 煙 フヒナ
	紹介議員 前田佳都男君	紹介議員 前田佳都男君
	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。
	第二二一号 昭和四十五年二月十日受理	第二二一号 昭和四十五年二月十日受理
	戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願	戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願
	請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四	請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四
	紹介議員 浦田寅治郎外二十九名	紹介議員 浦田寅治郎外二十九名
	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。
	二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。	二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
	一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)	一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)
	二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。	二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
	一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)	一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)
	駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(目的)	駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(目的)
	第一条 この法律は、駐留軍労働者が日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への再就職を容易にするために必要な措置を講じ、もつて駐	第一条 この法律は、駐留軍労働者が日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への再就職を容易にするために必要な措置を講じ、もつて駐
	留軍労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。	留軍労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。
	(定義)	(定義)
	第二条 この法律で「駐留軍労働者」とは、アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍	第二条 この法律で「駐留軍労働者」とは、アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
	隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定	隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定
	する諸機関に労務を提供するため、同協定第十	する諸機関に労務を提供するため、同協定第十
	二条第四項の規定に基づき国が雇用する者をい	二条第四項の規定に基づき国が雇用する者をい
	う。	う。
	第三条 防衛施設長官は、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い駐留軍労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の同意を得なければならない。	第三条 防衛施設長官は、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い駐留軍労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の同意を得なければならない。
	2 労働大臣は、解雇されようとする駐留軍労働者が第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業につくことが確実であると認める場合のほかは、前項の同意をしてはならない。	2 労働大臣は、解雇されようとする駐留軍労働者が第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業につくことが確実であると認める場合のほかは、前項の同意をしてはならない。
	3 労働大臣は、第一項の場合において同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきかなければならぬ。	3 労働大臣は、第一項の場合において同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきかなければならぬ。
	4 第一項の場合において、労働大臣の同意を得ないでした解雇は、無効とする。	4 第一項の場合において、労働大臣の同意を得ないでした解雇は、無効とする。
	(雇用計画)	(雇用計画)
	第四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきいて、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い生ずる余剰の駐留軍労働者の安定した職業を確保するための雇用計画を作成するものとする。	第四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきいて、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い生ずる余剰の駐留軍労働者の安定した職業を確保するための雇用計画を作成するものとする。
	(転職促進の措置の実施)	(転職促進の措置の実施)
	第五条 労働大臣は、駐留軍労働者の転職を容易にするため、職業指導、職業紹介及び公共職業訓練施設の行なう職業訓練その他労働省令で定める措置(以下「転職促進の措置」という。)が効果的に関連して実施されるようしなければならない。	第五条 労働大臣は、駐留軍労働者の転職を容易にするため、職業指導、職業紹介及び公共職業訓練施設の行なう職業訓練その他労働省令で定める措置(以下「転職促進の措置」という。)が効果的に関連して実施されるようしなければならない。
	(関係機関の責務)	(関係機関の責務)
	第六条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、転職促進の措置の円滑な実施を図るために、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。	第六条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、転職促進の措置の円滑な実施を図るために、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する 請願	
請願者 佐賀県唐津市坊主町四六四 繩口	この請願の趣旨は、第二二一〇号と同じである。
紹介議員 杉原 荒太君	第二二一號 昭和四十五年二月十三日受理
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。	結核予防法・医療保険の抜本改悪反対等に関する 請願
請願者 大分市千代町四ノ一ノ三〇 金田 高秋外十五名	第三四号 昭和四十五年二月十四日受理
紹介議員 山本茂一郎君	戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する 請願
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。	第三四号 昭和四十五年二月十四日受理
請願者 忠邦外十四名	戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する 請願
紹介議員 植木 光教君	第三二八号 昭和四十五年二月十四日受理
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。	戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する 請願
請願者 京都市北区小山中溝町一六 酒井	第三二八号 昭和四十五年二月十四日受理
紹介議員 植木 光教君	この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。	第一、結核予防法・医療保険の抜本改悪をただちに やめること。
第二二〇号 昭和四十五年二月十三日受理	二、結核対策費を増額して、入院の必要なすべて の患者の医療費の全額無料と、生活費を保障し て、働けるようになるまで十分な入院治療が行 なえるようにすること。
医師・看護婦の増員に関する請願	三、結核ベッドの削減をやめ、最低現在の結核 ベッドは確保すること。
請願者 東京都足立区本木三ノ三六 山東 晴雄外二百八十名	四、健康保険・国民健康保険などの給付は本人・ 家族とも十割にすること。
紹介議員 吉田忠三郎君	五、傷病手当金はなおまるまで賃金の全額を請求 と同時に支払えるようにすること。また、国民 健康保険に傷病手当の支給を義務づけること。
医療保険の抜本改悪、結核予防法の改悪は、病人か ら事実上医療をうばうものである。第四回結核実 態調査によれば、結核患者は百五十三万人にも達 しており、これらの者が安心して医療を受けられ、 療養できるよう結核対策の拡充が緊要である。	理由
第三二〇号 昭和四十五年二月十三日受理	第一、免許性格
医師・看護婦の増員に関する請願	1 名称免許を業務免許に改める。(法第一条、 第二十条)
請願者 東京都足立区本木三ノ三六 山東 晴雄外二百八十名	2 現在施行規定にはいつて「臨床医化 的検査」を本条文に加える。(法第二条)
紹介議員 吉田忠三郎君	3 「医師の指導監督」を「医師の指示」に改め る。(法第二条)
医師・看護婦の不足のため、入院患者は安心して 治療をうけ、病気をなおすことができないから、 医師・看護婦を大幅に増員し、国民(患者)の生命 と医療を保障するよう緊急に対策を立てられた い。	三、教育年限
第三二九号 昭和四十五年二月十六日受理	1 高校卒後一年以上の教育を三年以上に改め る。(法第十五条)
医師・看護婦の増員に関する請願	2 四、免許付与
請願者 東京都多摩郡清瀬町松山二ノ一 八ノ二 増田晃宏外三百十五名	1 「知事免許」を「厚生大臣免許」に改める。 (法第一条、第六条、第七条)
この請願の趣旨は、第二二一號と同じである。	2 五、経過措置
紹介議員 大橋 和孝君	1 現に知事免許を持つている者は、一定期間 の講習によつて厚生大臣免許に切り替える。 2 現に從事している無資格者の特例試験を規 定する。
第三三〇号 昭和四十五年二月十六日受理	第三二三号 昭和四十五年二月十九日受理
結核予防法・医療保険の抜本改悪反対等に関する 請願	衛生検査技師法の一部改正に関する請願
紹介議員 戸倉一雄外二百七十八名	請願者 東京都三島市本町二〇ノ九社会保 険三島病院内 石井隆三
この請願の趣旨は、第二二一號と同じである。	紹介議員 栗原 ゆき君
紹介議員 大橋 和孝君	この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。
第三三一號 昭和四十五年二月十六日受理	第三二五号 昭和四十五年二月十四日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願	請願者 静岡県三島市本町二〇ノ九社会保 険三島病院内 石井隆三
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷一ノ三一	紹介議員 栗原 ゆき君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。
紹介議員 大橋 和孝君	第三二六号 昭和四十五年二月十四日受理
第三四七号 昭和四十五年二月十六日受理	請願者 兵庫県尼崎市稻葉荘三丁目脊損療 院内 友会関西労災病院支部内 宇高菊 夫
衛生検査技師法の一部改正に関する請願	紹介議員 浅井 亨君
請願者 東京都台東区根岸二ノ一九ノ一九 健康保険鷺谷会館内社会保険鷺谷	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第二二一號と同じである。	第三二六号 昭和四十五年二月十四日受理
紹介議員 中沢伊登子君	請願者 兵庫県尼崎市稻葉荘三丁目脊損療 院内 友会関西労災病院支部内 森八郎

紹介議員 浅井 亨君
この請願の趣旨は、第八一號と同じである。

第二九〇號 昭和四十五年二月十九日受理
動員学徒等準軍属に対する援護法改正に関する請願

請願者 広島市東本浦町二四ノ五広島県動員学徒儀姓者の会内 大東和徳雄

外一名

紹介議員 中津井 真君

動員学徒等準軍属に対する処遇は、軍人、軍属に比して均衡を欠いているから、援護法を改正し、上記事項の実現を図られたい。

一、準軍属の遺族給与金及び障害年金の支給額を現行の十分の七から十分の十の全額支給とすること。

二、「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例」に関する法律の十の全額支給とする

三、「戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法」について、「夫」に対しても同法を拡大適用し、あわせて、「昭和三十八年四月一日」の時期制限及び「第五項症以上」の傷害範囲の制限を撤廃すること。

四、準軍属障害者に対しても軍人同様に第四・五款症まで処遇すること。

第二九一号 昭和四十五年二月十九日受理

宮崎県祖母傾国定公園内大崩山一帯の原生林の自然保護に関する請願

請願者 宮崎市橋通東二ノ一〇一 宮崎県議會議長 宮竹常吉

紹介議員 温水 三郎君

祖母傾国定公園内にある大崩山、祝子川源流域は、学術的、文化的にも、また、観光面からも極めて貴重な自然公園であるから、この地域の森林伐採計画については、關係労務者の生活問題を含めて再検討し、大崩山一帯原生林の自然保護について格段の配慮をされたい。

本地域は、世界に類のないツチビノキの自生、天然記念物カモシカのせい息、奇岩、大岩峰群等多くのすぐれた景観を有する九州唯一の原生林の宝庫であり、動植物学的にも極めて価値の高い自然公園地帯として保護が図られているが、当該地域はそのほとんどが国有林野で占められており、

現行の施業計画に基づく伐採がそのまま進めば貴重な原生林やせい息動物の喪失は明らかであり、憂慮にたえない。

第二九六號 昭和四十五年二月十九日受理

斐リッピン戦没者慰霊碑建立の早期実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜上水二ノ四一
三 落合秀正外五百九十二名

紹介議員 德永 正利君

別表第一

月	数	金	額
一二月		一、四四〇円	三六〇円
一月		一、六八〇円	四一〇円
一月		一、九二〇円	四八〇円
一月		二、一六〇円	五四〇円
一月		二、四〇〇円	六〇〇円
七月		二、六八〇円	六七〇円
八月		二、九六〇円	七四〇円
九月		三、二八〇円	八一〇円
十月		三、六〇〇円	九〇〇円
十一月		三、九六〇円	九九〇円
十二月		四、三二〇円	一〇八〇円
一月		四、六八〇円	一一七〇円
二月		九、六〇〇円	一一四〇円
五月		一〇,〇〇〇円	一一五〇〇円
六月		一〇,〇〇〇円	一一六〇〇円
七月		一〇,八〇〇円	一一七〇〇円
八月		一一,一〇〇円	一二,八〇〇円
九月		一一,六〇〇円	一二,九〇〇円

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。

第十条第二項第一号中「二倍」を「四倍」に改め、同項第二号中「二百円」を「四百円」に改める。

第八十二条第一項ただし書中「三十六月」の下に「(被共済者が第一号又は第二号イに該当するときは五百円に整数を乗じて得た額)」を加える。

第十条第二項に次のただし書を加える。
別表第一を次のように改める。

中小企业退職金共済法の一部を改正する法律案
中小企业退職金共済法の一部を改正する法律案
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律 第百六十号)の一部を次のよう改定する。

第四条第二項中「二百円以上二千円以下」を「四百円以上四千円以下」に改め、同条第三項中「二百円を「四百円」に改め、「二」百円に整数を乗じて得た額」の下に「二千円をこえ四千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額」を加える。

三〇月		一一、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円
三一月		一一、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円
三二月		一一、八〇〇円		一〇、〇〇〇円
三三月		一一、二〇〇円		一〇、〇〇〇円
三四月		一一、六〇〇円		一〇、〇〇〇円
三五月		一四、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円
三六月		一五、一六〇円		一〇、〇〇〇円
三七月		一五、五八〇円		一〇、〇〇〇円
三八月		一六、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円
三九月		一六、四二〇円		一〇、〇〇〇円
四〇月		一六、八四〇円		一〇、〇〇〇円
四一月		一七、二六〇円		一〇、〇〇〇円
四二月		一七、六八〇円		一〇、〇〇〇円
四三月		一八、三六〇円		一〇、〇〇〇円
四四月		一九、〇三〇円		一〇、〇〇〇円
四五月		一九、七一〇円		一〇、〇〇〇円
四六月		一〇、三八〇円		一〇、〇〇〇円
四七月		一一、〇五〇円		一〇、〇〇〇円
四八月		一一、七三〇円		一〇、〇〇〇円
四九月		一一、四〇〇円		一〇、〇〇〇円
五〇月		一一、〇七〇円		一〇、〇〇〇円
五一月		一一、七五〇円		一〇、〇〇〇円
五二月		一四、三八〇円		一〇、〇〇〇円
五三月		一五、〇一〇円		一〇、〇〇〇円
五四月		一五、六四〇円		一〇、〇〇〇円
五五月		一六、二三〇円		一〇、〇〇〇円
五六月		一六、八二〇円		一〇、〇〇〇円

八月	二七、四一〇円	六、五一〇円
七月	二八、五九〇円	六、六五〇円
六月	二九、一八〇円	六、九三〇円
五月	二九、七七〇円	七、三五〇円
四月	三〇、三六〇円	七、二一〇円
三月	三〇、九五〇円	七、六三〇円
二月	三一、五四〇円	七、四九〇円
一月	三一、一一〇円	七、七七〇円
十二月	三一、七二〇円	七、九三〇円
十一月	三三、三九〇円	八、〇九〇円
十月	三四、〇六〇円	八、二五〇円
九月	三四、七四〇円	八、七三〇円
八月	三五、四一〇円	八、四一〇円
七月	三六、〇八〇円	八、五七〇円
六月	三六、七六〇円	九、〇七〇円
五月	三八、九一〇円	九、二四〇円
四月	三九、六二〇円	九、五八〇円
三月	四〇、三四〇円	九、七五〇円
二月	四一、〇五〇円	一〇、二九〇円
一月	四一、八一〇円	一〇、一〇円
十二月	四二、五七〇円	九、九三〇円
十一月	四三、三三〇円	一〇、四七〇円
十月	四四、〇八〇円	一〇、六五〇円

八四月	四五、六〇〇円	一〇、八三〇円
八五月	四六、三六〇円	一一、〇一〇円
八六月	四七、一二〇円	一一、一九〇円
八七月	四七、八七〇円	一一、三七〇円
八八月	四八、六三〇円	一一、五五〇円
八九月	四九、三九〇円	一一、七三〇円
九〇月	五〇、一五〇円	一一、九一〇円
九一月	五〇、九九〇円	一一、一一〇円
九二月	五一、八三〇円	一一、三一〇円
九三月	五一、六七〇円	一一、五一〇円
九四月	五三、五二〇円	一一、七一〇円
九五月	五四、三六〇円	一一、九一〇円
九六月	五五、二〇〇円	一一、一一〇円
九七月	五六、〇四〇円	一一、三一〇円
九八月	五六、八八〇円	一一、五一〇円
九九月	五七、七三〇円	一一、七一〇円
一〇〇月	五八、五七〇円	一一、九一〇円
一〇一月	五九、四五〇円	一一、一二〇円
一〇二月	六〇、三四〇円	一一、三三〇円
一〇三月	六一、二六〇円	一一、四五〇円
一〇四月	六二、一九〇円	一一、七七〇円
一〇五月	六三、一二〇円	一一、九九〇円
一〇六月	六四、〇四〇円	一五、二一〇円
一〇七月	六四、九七〇円	一五、四三〇円
一〇八月	六五、八九〇円	一五、六五〇円
一〇九月	六六、八二〇円	一五、八七〇円
一一〇月	六七、七五〇円	一六、〇九〇円

一一一月	六、八六七〇円	一六、三一〇円
一二二月	六九、六〇〇円	一六、五三〇円
一一三月	七〇、五三〇円	一六、七五〇円
一一四月	七一、四五〇円	一六、九七〇円
一一五月	七二、三八〇円	一七、一九〇円
一一六月	七三、三一〇円	一七、四一〇円
一一七月	七四、二三〇円	一七、六三〇円
一一八月	七五、一六〇円	一七八五〇円
一一九月	七六、〇八〇円	一八、〇七〇円
一一十月	八一、二九〇円	一八、二九〇円
一一十一月	八二、二七〇円	一八五一〇円
一一十二月	八三、二四〇円	一八、七三〇円
一二三月	八四、二二〇円	一八、九五〇円
一二四月	八五、二〇〇円	一九、一七〇円
一二五月	八六、一八〇円	一九、三九〇円
一二六月	八七、一六〇円	一九、六一〇円
一二七月	八八、一三〇円	一九、八三〇円
一二八月	八九、一一〇円	一〇、〇五〇円
一二九月	九〇、〇九〇円	一〇、二七〇円
一二三〇月	九一、〇七〇円	一〇、四九〇円
一二三一月	九二、〇四〇円	一〇、七一〇円
一二三二月	九三、〇二〇円	一〇、九三〇円
一二三三月	九四、〇四〇円	一一、一六〇円
一二三四月	九五、〇七〇円	一一、三九〇円
一二五月	九六、〇九〇円	一一、六二〇円
一二五六月	九七、一一〇円	一一、八五〇円
一二七月	九八、一三〇円	一一、〇八〇円

一三八月	九九、一六〇円	一一七、三一〇円	一六五月	一〇〇、〇九〇円	二九、二七〇円
一三九月	一〇〇、一八〇円	一一一、五四〇円	一六六月	一三一、三三〇円	二九、五五〇円
一四〇月	一〇一、一〇〇円	一一一、七七〇円	一六七月	一三一、五八〇円	二九、八三〇円
一四一月	一〇一、一〇〇円	一一一、七七〇円	一六八月	一三三、八二〇円	三〇、一一〇円
一四二月	一〇三、一四〇円	一一一、七七〇円	一六九月	一三五、〇七〇円	三〇、三九〇円
一四五月	一〇四、一七〇円	一一一、七七〇円	一七〇月	一三六、三一〇円	三〇、六七〇円
一四四月	一〇五、二九〇円	一一一、七七〇円	一七一月	一三七、五六〇円	三一、二三〇円
一四七月	一〇八、三六〇円	一二四、三八〇円	一七二月	一三八、八〇〇円	三一、二三〇円
一四八月	一〇九、三八〇円	一二四、六一〇円	一七三月	一四〇、〇四〇円	三一、五一〇円
一四九月	一一〇、四〇〇円	一二四、八四〇円	一七四月	一四一、二九〇円	三一、七九〇円
一五〇月	一一一、四〇〇円	一二五、〇七〇円	一七五月	一四二、五三〇円	三一、〇七〇円
一五二月	一一二、六七〇円	一二五、三五〇円	一七六月	一四三、七八〇円	三一、三五〇円
一五三月	一一三、九一〇円	一二五、六三〇円	一七七月	一四五、〇三〇円	三一、九一〇円
一五四月	一一五、一六〇円	一二五、九一〇円	一七八月	一四六、二七〇円	三一、六三〇円
一五五月	一一六、四〇〇円	一二六、一九〇円	一七九月	一四五、七一〇円	三一、一九〇円
一五六月	一一七、六四〇円	一二六、四七〇円	一八〇月	一四八、七六〇円	三三、四七〇円
一五七月	一一八、八九〇円	一二六、七五〇円	一八一月	一五〇、〇〇〇円	三三、七五〇円
一五八月	一二〇、一三〇円	一二七、〇三〇円	一八二月	一五一、二四〇円	三三、〇三〇円
一五九月	一二一、六二〇円	一二七、五九〇円	一八三月	一五二、四九〇円	三三、三一〇円
一六〇月	一二三、八七〇円	一二七、八七〇円	一八四月	一五三、七八〇円	三三、六〇〇円
一六一月	一二五、一一〇円	一二七、三一〇円	一八五月	一五五、〇七〇円	三四、八九〇円
一六二月	一二六、三六〇円	一二八、一五〇円	一八六月	一五六、三六〇円	三五、一八〇円
一六三月	一二七、六〇〇円	一二八、四三〇円	一八七月	一五七、六四〇円	三五、四七〇円
一六四月	一二八、八四〇円	一二八、七一〇円	一八八月	一五六、九三〇円	三五、七六〇円
一九一月			一八九月	一六〇、二二〇円	三六、〇五〇円
			一九〇月	一六一、五一〇円	三六、三四〇円
			一九一月	一六二、八〇〇円	三六、六三〇円

一九二月	一六四、〇九〇円	三六、九二〇円	四五、四五〇円
一九三月	一六五、四二〇円	三七、二一〇円	四五、七九〇円
一九四月	一六六、七六〇円	三七、五二〇円	四六、一三〇円
一九五月	一六八、〇九〇円	三七、八二〇円	四六、四七〇円
一九六月	一六九、四二〇円	三八、一一〇円	四六、八一〇円
一九七月	一七〇、七六〇円	三八、四二〇円	四七、一五〇円
一九八月	一七二、〇九〇円	三八、七二〇円	四七、五〇〇円
一九九月	一七三、四一〇円	三九、〇一〇円	四七、八五〇円
一九〇月	一七四、八〇〇円	三九、三三〇円	四八、二〇〇円
一九〇月	一七六、一八〇円	三九、六四〇円	四八、五五〇円
一九〇月	一七七、五六〇円	三九、九五〇円	四八、九〇〇円
一九〇月	一七八、九三〇円	四〇、二六〇円	四九、九八〇円
一九〇月	一八〇、三一〇円	四〇、五七〇円	四九、六二〇円
一九〇月	一八一、六九〇円	四〇、八八〇円	五〇、三四〇円
一九〇月	一八三、二一〇円	四一、一二〇円	五一、七九〇円
一九〇月	一八四、五三〇円	四一、五二〇円	五一、〇六〇円
一九〇月	一八五、九六〇円	四一、八四〇円	五一、一六〇円
一九〇月	一八七、三八〇円	四二、一六〇円	五一、四二〇円
一九〇月	一八八、八〇〇円	四二、四八〇円	五一、七九〇円
一九〇月	一九〇、二二〇円	四二、八〇〇円	五一、七九〇円
二一月	一九一、六九〇円	四三、一三〇円	五四、四二〇円
二二月	一九三、一六〇円	四三、四六〇円	五四、九〇〇円
二三月	一九四、六二〇円	四三、七九〇円	五四、八〇〇円
二四月	一九六、〇九〇円	四四、一二〇円	五四、八〇〇円
二五月	一九七、五六〇円	四四、四五〇円	五四、〇四〇円
二六月	一九九、〇二〇円	四五、七八〇円	五四、四二〇円
二七月	二一〇〇、四九〇円	四五、一一〇円	五四、八〇〇円
二八月	二一〇〇、四九〇円	五四、五六〇円	五四、五六〇円

二一九月	一一〇、〇〇〇円	四五、四五〇円
二二〇月	一一〇、五一〇円	四五、七九〇円
二二一月	一〇五、〇二〇円	四六、一三〇円
二二二月	一〇六、五三〇円	四六、四七〇円
二二三月	一一三〇円	四六、八一〇円
二二四月	一一四、五六〇円	四七、一五〇円
二二五月	一一一、一一〇円	四七、五〇〇円
二二六月	一一二、六七〇円	四七、八五〇円
二二七月	一一四、三三〇円	四八、二〇〇円
二二八月	一一五、七八〇円	四八、五五〇円
二二九月	一一七、三三〇円	四八、九〇〇円
二二十月	一一八、九三〇円	四九、九八〇円
二二十一月	一一九、五三〇円	四五、九〇〇円
二二十二月	一一一、一三〇円	四五、九八〇円
二二十三月	一一三、七三〇円	四五、九〇〇円
二二十四月	一一五、三三〇円	四五、九〇〇円
二二十五月	一一六、九三〇円	四五、九〇〇円
二二六月	一一八、五三〇円	四五、九〇〇円
二二七月	一一九、一八〇円	四五、九〇〇円
二二八月	一一一、八二〇円	五四、七九〇円
二二九月	一一三、四七〇円	五四、七九〇円
二二十月	一一五、一一〇円	五四、九〇〇円
二二十一月	一一六、八〇〇円	五四、九〇〇円
二二十二月	一二一月	五四、九〇〇円
二二三月	一二二月	五四、九〇〇円
二二四月	一二三月	五四、九〇〇円
二二五月	一二四月	五四、九〇〇円
二二六月	一二五月	五四、九〇〇円
二二七月	一二六月	五四、九〇〇円
二二八月	一二七月	五四、九〇〇円

二四六月	一四五、二四〇円	五五、一八〇円	二七三月	二九四、五三〇円	六六、二七〇円
二四七月	一四六、九八〇円	五五、五七〇円	二七四月	二九六、四九〇円	六六、七一〇円
二四八月	一四八、七一〇円	五六、九六〇円	二七五月	二九八、四四〇円	六七、一五〇円
二四九月	一五〇、四四〇円	五六、三五〇円	二七六月	三〇〇、四〇〇円	六七、五九〇円
二五〇月	一五二、一八〇円	五六、七四〇円	二七七月	三〇一、四〇〇円	六八、〇四〇円
二五一月	一五三、九一〇円	五七、二三〇円	二七八月	三〇四、四〇〇円	六八、四九〇円
二五二月	一五五、六四〇円	五七、五一〇円	二七九月	三〇六、四〇〇円	六八、九四〇円
二五三月	一五七、四一〇円	五七、九一〇円	二八〇月	三〇八、四〇〇円	六九、三九〇円
二五四月	一五九、二〇〇円	五八、三一〇円	二八一月	三一〇、四〇〇円	六九、八四〇円
二五五月	一六〇、九八〇円	五八、七一〇円	二八二月	三一一、四〇〇円	七〇、二九〇円
二五六月	一六一、七六〇円	五九、二一〇円	二八三月	三一四、四四〇円	七〇、七五〇円
二五七月	一六四、五三〇円	五九、五一〇円	二八四月	三一六、四九〇円	七一、二一〇円
二五八月	一六六、三一〇円	五九、九一〇円	二八五月	三一八、五三〇円	七一、六七〇円
二五九月	一六八、一三〇円	六〇、三三〇円	二八六月	三二〇、六二〇円	七二、一四〇円
二六〇月	一六九、九六〇円	六〇、七四〇円	二八七月	三二一、七一〇円	七二、六一〇円
二六一月	一七一、七八〇円	六一、一五〇円	二八八月	三二四、八〇〇円	七三、五五〇円
二六二月	一七三、六〇〇円	六一、五六〇円	二八九月	三二六、八九〇円	七四、〇三〇円
二六三月	一七五、四七〇円	六一、九八〇円	二九〇月	三二九、〇三〇円	七四、九九〇円
二六四月	一七七、三三〇円	六二、四〇〇円	二九一月	三三一、一六〇円	七五、四七〇円
二六五月	一七九、一〇〇円	六三、八一〇円	二九二月	三三三、二九〇円	七五、九五〇円
二六六月	一八一、〇七〇円	六三、一四〇円	二九三月	三三五、四二〇円	七六、九三〇円
二六七月	一八二、九八〇円	六三、六七〇円	二九四月	三三七、五六〇円	七七、九一〇円
二六八月	一八四、八九〇円	六四、一〇〇円	二九五月	三三九、七三〇円	七八、四二〇円
二六九月	一八六、八〇〇円	六四、五三〇円	二九六月	三四一、九一〇円	七八、九一〇円
二七〇月	一八八、七一〇円	六四、九六〇円	二九七月	三四四、〇九〇円	七八、四〇〇円
二七二月	一九〇、六二〇円	六五、三九〇円	二九八月	三四六、二七〇円	七八、九一〇円
二七三月	一九一、五八〇円	六五、八三〇円	二九九月	三四八、四四〇円	七八、四〇〇円

三〇〇月	三五〇、六七〇円	七八、九〇〇円
三〇一月	三五二、八九〇円	七九、四〇〇円
三〇二月	三五五、一〇〇円	九四、四六〇円
三〇三月	三五七、三八〇円	九五、〇四〇円
三〇四月	三五九、六四〇円	九五、六二〇円
三〇五月	三六一、九一〇円	九六、二〇〇円
三〇六月	三六四、一八〇円	九六、七八〇円
三〇七月	三六六、四九〇円	九七、三七〇円
三〇八月	三六八、八〇〇円	九七、九六〇円
三〇九月	三七一、一一〇円	九八、五五〇円
三〇十月	三七三、四二〇円	九九、一五〇円
三〇十一月	三七五、七八〇円	九九、七五〇円
三一二月	三七八、一三〇円	一〇〇、三五〇円
三一三月	三八〇、四九〇円	一〇〇、九六〇円
三一四月	三八二、八四〇円	一〇一、七九〇円
三一五月	三八五、二四〇円	一〇一、一八〇円
三一六月	三八七、六四〇円	一〇四、〇三〇円
三一七月	三九〇、〇四〇円	一〇四、六五〇円
三一八月	三九二、四四〇円	一〇五、二七〇円
三一九月	三九四、八九〇円	一〇五、九〇〇円
三一十月	三九七、三三〇円	一〇六、五三〇円
三一十一月	三九九、七八〇円	一〇七、一六〇円
三一十二月	四〇一、三一〇円	一〇七、一六〇円
三一三月	四〇四、七一〇円	一〇七、一六〇円
三一四月	四〇七、一〇〇円	一〇七、八〇〇円
三一五月	四〇九、六九〇円	一〇八、四四〇円
三一六月	四一二、二三〇円	一〇九、〇九〇円

三一七月	四一四、七六〇円	九三、三三〇円
三二八月	四一七、二九〇円	九四、四六〇円
三三九月	四一九、八二〇円	九五、〇四〇円
三三〇月	四二二、四〇〇円	九五、六二〇円
三三一月	四二四、九八〇円	九六、二〇〇円
三三二月	四二七、五六〇円	九六、七八〇円
三三三月	四三〇、一三〇円	九七、九六〇円
三三四月	四三三、七六〇円	九八、五五〇円
三三五月	四三五、三八〇円	九九、一五〇円
三三六月	四三八、〇〇〇円	九九、七五〇円
三三七月	四四〇、六七〇円	一〇〇、三五〇円
三三八月	四四三、三三〇円	一〇〇、九六〇円
三三九月	四四六、〇〇〇円	一〇一、五七〇円
三四〇月	四四八、七一〇円	一〇一、七九〇円
三四一月	四五一、四二〇円	一〇一、七九〇円
三四二月	四五四、一三〇円	一〇一、一八〇円
三四三月	四五六、八四〇円	一〇一、七九〇円
三四四月	四五九、六〇〇円	一〇三、四一〇円
三四五月	四五四、一三〇円	一〇三、四一〇円
三四六月	四五五、一一〇円	一〇四、六五〇円
三四七月	四六二、三六〇円	一〇五、二七〇円
三四八月	四六七、八七〇円	一〇五、九〇〇円
三四九月	四七〇、六七〇円	一〇六、五三〇円
三四〇月	四七三、四七〇円	一〇七、一六〇円
三四一月	四七六、二七〇円	一〇七、一六〇円
三四二月	四七九、二一〇円	一〇七、八〇〇円
三四三月	四八一、九六〇円	一〇八、四四〇円
三四四月	四八四、八四〇円	一〇九、〇九〇円

三五四月	四八七、七三〇円	一〇九、七四〇円
三五月	四九〇、六二〇円	一一〇、三九〇円
三五六月	四九三、五六〇円	一一一、〇五〇円
三五七月	四九六、四九〇円	一一一、七一〇円
三五八月	四九九、四二〇円	一一二、三七〇円
三五九月	五〇二、三六〇円	一一三、七〇〇円
三六〇月	五〇五、三三〇円	一一三、九八〇円
三六一月	五〇八、三一〇円	一一四、三七〇円
三六二月	五一一、二九〇円	一一五、〇四〇円
三六三月	五一四、三一〇円	一一五、七一〇円
三六四月	五一七、三三〇円	一一六、四〇〇円
三六五月	五一〇、三六〇円	一一七、〇八〇円
三六六月	五二三、四一〇円	一一七、七七〇円
三六七月	五二六、四九〇円	一一八、四六〇円
三六八月	五二九、五六〇円	一一九、一五〇円
三六九月	五三二、六七〇円	一二〇、五五〇円
三七〇月	五三五、七八〇円	一二一、二五〇円
三七一月	五三八、八九〇円	一二一、九六〇円
三七二月	五四二、〇四〇円	一二二、六七〇円
三七三月	五四五、一〇〇円	一二三、三八〇円
三七四月	五四八、三六〇円	三四〇、一〇〇円
三七五月	五五一、五六〇円	三四一、一〇〇円
三七六月	五五四、七六〇円	三四二、一〇〇円
三七七月	五五七、九六〇円	三四三、一〇〇円
三七八月	五六一、二〇〇円	三四四、一〇〇円
三七九月	五六四、四四〇円	三四五、一〇〇円
三八〇月	五六七、六九〇円	三四六、一〇〇円

三八一月	五七〇、九八〇円	一三八、四七〇円
三八二月	五七四、二七〇円	一三九、二一〇円
三八三月	五七七、六〇〇円	一三九、九六〇円
三八四月	五八〇、九三〇円	一三〇、七一〇円
三八五月	五八四、二七〇円	一三一、四六〇円
三八六月	五八七、六四〇円	一三一、二二〇円
三八七月	五九一、〇一〇円	一三三、九八〇円
三八八月	五九四、四四〇円	一三三、七五〇円
三八九月	五九七、八七〇円	一三四、五二〇円
三九〇月	六〇一、二九〇円	一三五、二九〇円
三九一月	六〇四、七六〇円	一三六、〇七〇円
三九二月	六〇八、三一〇円	一三六、八五〇円
三九三月	六一一、六九〇円	一三七、六三〇円
三九四月	六一五、一六〇円	一三八、四一〇円
三九五月	六一八、六七〇円	一三九、一〇〇円
三九六月	六二二、一八〇円	一三九、九九〇円
三九七月	六二十五、七三〇円	一四〇、七九〇円
三九八月	六二九、二九〇円	一四一、五九〇円
三九九月	六三三、八九〇円	一四二、四〇〇円
三四〇月	六三六、四九〇円	一四三、一一〇円
三四一月	六四〇、〇九〇円	一四四、〇二〇円
三四二月	六四三、七三〇円	一四四、八四〇円
三四三月	六四七、三八〇円	一四五、六六〇円
三四四月	六五一、〇七〇円	一四六、四九〇円
三四五月	六五八、四四〇円	一四七、三三〇円
三四六月	六六二、一八〇円	一四八、九九〇円

四〇八月	六六五、九一〇円	一四九、八三〇円
四〇九月	六六九、六九〇円	一五〇、六八〇円
四一〇月	六七三、四七〇円	一五一、五三〇円
四一一月	六七七、二四〇円	一五二、三八〇円
四一二月	六八一、〇七〇円	一五三、二四〇円
四一三月	六八四、八九〇円	一五四、一〇〇円
四一四月	六八八、七六〇円	一五四、九七〇円
四一五月	六九三、六二〇円	一五五、八四〇円
四一六月	六九六、五三〇円	一五六、七二〇円
四一七月	七〇〇、四四〇円	一五七、六〇〇円
四一八月	七〇四、三六〇円	一五八、四八〇円
四一九月	七〇八、三一〇円	一五九、三七〇円
四一〇月	七一二、一七〇円	一六〇、一六〇円
四一一月	七一六、一七〇円	一六一、一六〇円
四一二月	七二〇、一七〇円	一六二、〇六〇円
四一三月	七二四、三一〇円	一六二、九七〇円
四一四月	七二八、三六〇円	一六三、八八〇円
四一五月	七三一、四〇〇円	一六四、七九〇円
四一六月	七三六、四九〇円	一六五、七一〇円
四一七月	七四〇、五八〇円	一六六、六三〇円
四一八月	七四四、七一〇円	一六七、五六〇円
四一九月	七四八、八四〇円	一六八、四九〇円
四一〇月	七五三、〇一〇円	一六九、四三〇円
四一一月	七五七、二〇〇円	一七〇、三七〇円
四一二月	七六一、三八〇円	一七一、三一〇円
四一三月	七六五、六〇〇円	一七二、六〇〇円
四一四月	七六九、八七〇円	一七三、二二〇円

四三五月	七七四、一三〇円	一七四、一八〇円
四三六月	七七八、四四〇円	一七五、一五〇円
四三七月	七八二、七六〇円	一七六、一二〇円
四三八月	七八七、〇七〇円	一七七、〇九〇円
四三九月	七九一、四二〇円	一七八、〇七〇円
四四〇月	七九五、七八〇円	一七九、〇五〇円
四四一月	八〇〇、一八〇円	一八〇、〇四〇円
四四二月	八〇四、五八〇円	一八一、〇三〇円
四四三月	八〇九、〇一〇円	一八二、〇三〇円
四四四月	八一三、四七〇円	一八三、〇三〇円
四四五月	八一七、九六〇円	一八四、〇四〇円
四四六月	八二二、四四〇円	一八五、〇五〇円
四四七月	八二六、九八〇円	一八六、〇七〇円
四四八月	八三一、五一〇円	一八七、〇九〇円
四四九月	八三六、〇九〇円	一八八、一二〇円
四五〇月	八四〇、六七〇円	一八九、一五〇円
四五一月	八四五、二九〇円	一九〇、一九〇円
四五二月	八四九、九一〇円	一九一、一一〇円
四五三月	八五四、五八〇円	一九二、二八〇円
四五四月	八五九、二四〇円	一九三、三三〇円
四五五月	八六三、九六〇円	一九四、三九〇円
四五六月	八六八、六七〇円	一九五、四五〇円
四五七月	八七三、四二〇円	一九六、五二〇円
四五八月	八七八、一八〇円	一九七、五九〇円
四五九月	八八二、九八〇円	一九八、六七〇円
四五〇月	八八七、七八〇円	一九九、七五〇円
四五一一月	八九二、六二〇円	二〇〇、八四〇円

四六二月	八九七、五一〇円	二〇一、九四〇円	二三三、五九〇円
四六三月	九〇一、四〇〇円	二〇三、〇四〇円	二三四、八四〇円
四六四月	九〇七、三三〇円	二〇四、一五〇円	二三六、一〇〇円
四六五月	九一二、一七〇円	二〇五、二六〇円	二三七、三六〇円
四六六月	九一七、一四〇円	二〇六、三八〇円	二四一、二〇〇円
四六七月	九二二、一一〇円	二〇七、五〇〇円	二四二、四九〇円
四六八月	九二七、一一〇円	二〇八、六一〇円	二四三、七九〇円
四六九月	九三三、一一〇円	二〇九、七五〇円	二四四、八九〇円
四七〇月	九三七、二九〇円	二一〇、八九〇円	二四五、〇九〇円
四七一月	九四二、三六〇円	二一一、一〇三〇円	二五六、一九〇円
四七二月	九四七、四七〇円	二一三、一八〇円	二五六、四〇〇円
四七三月	九五二、五八〇円	二一四、三三〇円	二五七、七二〇円
四七四月	九五七、七三〇円	二一五、四九〇円	二四九、〇四〇円
四七五月	九六二、九三〇円	二一六、六六〇円	二五〇、三七〇円
四七六月	九六八、一三〇円	二一七、八三〇円	二五一、七〇〇円
四七七月	九七三、三八〇円	二一九、〇一〇円	二五三、〇四〇円
四七八月	九七八、六二〇円	二二〇、一九〇円	二五四、三九〇円
四七九月	九八三、九一〇円	二二一、三八〇円	二五五、七五〇円
四八〇月	九八九、二〇〇円	二二二、五七〇円	二五七、二一〇円
四八一月	九九四、五三〇円	二二三、七七〇円	二五六、四八〇円
四八二月	九九九、九二〇円	二三四、九八〇円	二五九、八五〇円
四八三月	一〇〇五、二九〇円	二三六、一九〇円	二六一、二三〇円
四八四月	一〇一〇、七一〇円	二三七、四一〇円	二六二、六二〇円
四八五月	一〇一六、一三〇円	二三八、六三〇円	二六四、〇一〇円
四八六月	一〇一七、六〇〇円	二三九、八六〇円	二六五、四二〇円
四八七月	一〇一七、一一〇円	二三一、一〇〇円	二六六、八三〇円
四八八月	一一一、六一〇円	二三三、一二〇円	二六八、二四〇円

四八九月	一〇三八、一八〇円	一三三、五九〇円
四九〇月	一〇四三、七三〇円	一三四、八四〇円
四九一月	一〇四五、九三〇円	一三六、一〇〇円
四九二月	一〇六〇、五八〇円	一三七、三六〇円
四九三月	一〇七一、〇〇〇円	一四一、二〇〇円
四九四月	一〇六六、二七〇円	一三九、九一〇円
四九五月	一〇七二、一〇〇円	一四二、二〇〇円
四九六月	一〇七七、七三〇円	一四三、四九〇円
四九七月	一〇八三、五一〇円	一四三、七九〇円
四九八月	一〇八九、二九〇円	一四五、〇九〇円
四九九月	一〇九五、一一〇円	一四六、四〇〇円
五〇〇月	一一〇〇、九八〇円	一四七、七二〇円
五〇一月	一一一六、八四〇円	一四九、〇四〇円
五〇二月	一一一二、七六〇円	一五〇、三七〇円
五〇三月	一一一八、六七〇円	一五一、七〇〇円
五〇四月	一一一二四、六二〇円	一五三、〇四〇円
五〇五月	一一三〇、六二〇円	一五四、三九〇円
五〇六月	一一三六、六七〇円	一五五、七五〇円
五〇七月	一一四二、七一〇円	一五七、二一〇円
五〇八月	一一四八、八〇〇円	一五六、四八〇円
五〇九月	一一五四、八九〇円	一五九、八五〇円
五一〇月	一一六一、〇一〇円	一六一、二三〇円
五一一一月	一一六七、二〇〇円	一六二、六二〇円
五一二月	一一七三、四二〇円	一六四、〇一〇円
五一三月	一一七九、六四〇円	一六五、四二〇円
五一四月	一一八五、九一〇円	一六六、八三〇円
五一五月	一一九二、一八〇円	一六八、二四〇円

五一六月	一、一九八、四九〇円	二六九、六六〇円
五一七月	一、一〇四、八四〇円	二七一、〇九〇円
五一八月	一、一一一、二四〇円	二七二、五三〇円
五一九月	一、一二七、六四〇円	二七三、九七〇円
五一〇月	一、一二四、〇九〇円	二七五、四二〇円
五一一一月	一、一三〇、五八〇円	二七六、八八〇円
五一一二月	一、一三七、〇七〇円	二七八、三四〇円
五一三月	一、一四三、六〇〇円	二七九、八一〇円
五一四月	一、一五〇、一八〇円	二八一、二九〇円
五一五月	一、一五六、八〇〇円	二八二、七八〇円
五一六月	一、一六三、四二〇円	二八四、二七〇円
五一七月	一、一七〇、〇九〇円	二八五、七七〇円
五一八月	一、一七六、八〇〇円	二八七、二八〇円
五一九月	一、一八三、五一〇円	二八八、七九〇円
五一〇月	一、一九〇、二七〇円	二九〇、三一〇円
五一一一月	一、一九七、〇七〇円	二九一、八四〇円
五一一二月	一、一〇三、九一〇円	二九三、三八〇円
五一三月	一、一一〇、八〇〇円	二九四、九三〇円
五一四月	一、一三七、六九〇円	二九六、四八〇円
五一五月	一、一三四、六二〇円	二九八、〇四〇円
五一六月	一、一三一、六〇〇円	二九九、六一〇円
五一七月	一、一三八、六二〇円	三〇一、一九〇円
五一八月	一、一三四五、六四〇円	三〇二、七七〇円
五一九月	一、一三五二、七一〇円	三〇五、九六〇円
五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五四〇月 月数	一、三五九、八二〇円 を加算した金額をこえる	三〇五、九六〇円 を加算した金額をこえる

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十二月一日から施行する。ただし、第十条第二項にただし書きを加える改正規定及び第八十二条の改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が四百円未満である退職金共済契約については、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年間は、その掛金月額を当該四百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が四百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を四百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下「認定契約」という。)については、新法第四条第二項の規定にかかるわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の四百円未満の額とすることができる。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が四百円未満である退職金共済契約(認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四百円に増加されたものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が四百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四百円に増加されたものとみなす。

6 船員法(昭和二十二年法律第二百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約

(退職金に関する経過措置)

第三条 新法第十条第二項ただし書き及び第八十二条第一項ただし書きの規定は、第十条第二項にただし書を加える改正規定及び第八十二条の改正規定の施行の日以後に死亡した者に係る退職金について適用し、同日前に死亡した者に係る退職金については、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第二項各号及び別表第一の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、同日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。

第五条 四百円未満の掛金月額により掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したものに係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかるわらず、次の各号により計算して得た金額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛け金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛け金の総額に相当する額とする。

一 四百円以下の掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ新法別表第一の中欄に定める金額の四分の一の金額(掛け金の納付があつた月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係るものがあつた月数に応じ得た額を加算した金額)額を減じて得た額を加算した金額)二 四百円をこえる掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額

第一条 この法律は、昭和四十五年十一月一日か
（施行期日）

及び附則第五条の規定は 昭和四十六年一月一日から施行する。
(従前の障害年金及び遺族年金の額に関する経過措置)

第二条 昭和四十五年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者の当該障害年金については、船員保険法第四十一条第一項第一号の額は、第一条の規定による改正後の同法別表第一を適用して計算した額とする。この場合において、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和十四年法律第七十八号。以下「四十一年改正法」という。)附則第二十四条に規定する障害年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とし、その額が当該廢疾の程度に応じ次の表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

度	金
一級	一八九、六〇〇円
二級	一七七、六〇〇円
三級	一四八、八〇〇円
四級	一三九、二〇〇円
五級	一二八、四〇〇円
六級	一一六、八〇〇円
七級	九七、二〇〇円

については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とする。

限法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金について、は、同法第五十条ノ二第一項第三号の額は、第一条の規定による改正後の同号を適用して計算

正法附則第二十七条第二項に規定する遺族年金額については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とし、船員保険法第五十条ノ二第三項中「九万六千円」とあるのは、「九万七千二百円（第一項第三号括弧書き）該当スル者に支給スル遺族年金ニ在リテハ九万六千円」とする。

2 あるのは「千分ノ二百十一」と同法第六十条第三項第一号中「二百二十二分ノ七十四・五」とあるのは「二百二十二分ノ七十三・五」と、「二百二十四分ノ七十四・五」とあるのは「二百二十二分ノ七十三・五」と、「二百四十九・五」とあるのは「二百二十二分ノ七十三・五」と、「二百四十九・五」とあるのは「二百二十二分ノ七十三・五」と、「二百三十分ノ六十八」とあるのは「三百十三分ノ百四十四」とあるのは「三百十三分ノ百四十四」とあるのは「三百三十分ノ百四十三」とする。
昭和四十六年一月一日から同年十月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条第五項第一号中「千分ノ五百五十八」とあるのは「千分ノ五百五十六」と、同項第二号中「千分ノ百四十七」とあるのは「千分ノ百四十五」と、同法第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」とあるのは「千分ノ七十四・五」とあるのは「千分ノ六十九」とあるのは「千分ノ六十八」とする。

率は、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条第五項第一号及び第二号に掲げる率

4 前項の規定により増加する保険料額のうちその増加する部分の額は、被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者が、それぞれその二分の一を負担する。

第三項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第四条 昭和四十六年一月一日から同年三月三十日までの間ににおける災害保険料率の決定又はその災害保険料率のうち指定災害給付に対応する部分の率の変更については、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ二第一項中「次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」とあるのは、船員保険法の一項を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第四条第一項ノ規定ニ依り読替ヘラレタル次項ノ規定ノ適用ヲ

「受クル船舶所有者」と、同条第二項中「三月一日前」とあるのは「昭和四十四年三月一日前」と、「其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前」とあるのは「同年十月一日前」と、「翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄」とあるのは「昭和四十六年一月一日ヨリ同年三月三十一日迄」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間ににおける災害保険料率の決定又はその災害保険料率のうち指定災害給付に対応する部分の率の変更については、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ二第一項中「次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」とあるのは「船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第号)附則四条第二項ノ規定ニ依リ讀更ヘラレタル次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」と、同条第二項中「三月一日前」とあるのは「昭和四十五年三月一日前」と、「其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前」とある

のは「同年十月一日前」と、「翌年ノ四月一日ヨリ翌年ノ三月三十日迄」とあるのは「昭和四

十六年四月一日より昭和四十七年三月三十日迄」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

第五条 職務上の事由による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、当分の間、労働者災害補償保険法の一
部を改正する法律(昭和四十年法律第二百三十号)
附則第四十一条の規定による障害補償年金又は
遺族補償年金の額の改定の措置その他の事情を
勘案して、政令で定めるところにより、その額
を改定することができる。